

令和3年第1回定例会（第1号）

令和3年3月2日（火曜日）午前10時00分開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 令和3年度七飯町施政方針
- 日程第 4 令和3年度七飯町教育行政方針
- 日程第 5 各常任委員会報告
- 日程第 6 各特別委員会報告
- 日程第 7 出納検査報告
- 日程第 8 定期監査報告
- 日程第 9 行政監査報告
- 日程第10 常任委員の選任
- 日程第11 一般質問

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総務部税務課長	広 部 美 幸
会 計 課 長	青 山 栄久雄	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民生部福祉課長	村 山 德 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経済部商工観光課長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	田 中 正 彦	経済部土木課長	佐々木 陵 二

経済部都市住宅課長 川 島 篤 実

経済部上下水道課長 笠 原 泰 之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育次長兼学校教育課長 扇 田 誠

生涯教育課長 竹 内 圭 介

学校給食センター長 柴 田 憲

スポーツ振興課長 川 崎 元

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○本会議の書記

事 務 局 長 関 口 順 子 書

記 妹 尾 洋 兵

書 記 佐々木 宏 美

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

1 番 横 田 有 一

2 番 神 崎 和 枝

午前10時00分 開会

開会・開議宣告

○議長（木下 敏） おはようございます。
ただいまから、令和3年第1回七飯町議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員として、
1番 横田 有一 議員
2番 神崎 和枝 議員
以上2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日から3月19日までの18日間と決定いたしました。
会期予定表は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。
本定例会に町長より提案された議件は、議案23件、報告1件、以上24件であります。
次に、地方自治法第121条の規定により本会

議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告として、お手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

次に、町長より発言の申出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（中宮安一） 皆さん、おはようございます。

町政動向報告に記載がありますが、私から職員の訃報についてお話しをさせていただきます。

令和2年4月1日付で七飯町教育委員会学校教育課長に任命いたしました北村公志さんが、令和3年2月8日、勤務終了後、自宅にて意識を失い倒れたため、救急車にて函館新都市病院へ搬送されました。脳出血の疑いで緊急手術を行い、一命を取り留めましたが、2月18日、午前1時36分、まだまだ48歳と若く、これから七飯町の発展に尽力頂けると期待しておりました職員でありましたが、誠に残念ながら帰らぬ人となってしまいました。ここに御冥福をお祈りいたします。

なお、後任の人事異動については、予期しない出来事であり、2月22日付で教育次長に兼務発令をさせていただいております。

また、アップル温泉について、源泉ポンプの故障により、2月21日から臨時休業となっております。営業再開の時期については、未定であります。早期の再開に向け、努めてまいりますので御理解のほどよろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。

○議長（木下 敏） ただいま町長から報告がありました学校教育課長の訃報には、心からお悔やみを申し上げ、黙祷を捧げたいと存じます。

皆様、御起立願います。黙祷。

（黙祷）

○議長（木下 敏） お直りください。御着席願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3

令和3年度七飯町施政方針

○議長（木下 敏） 日程第3 令和3年度七飯町施政方針を行います。

町長の発言を許します。

町長。

○町長（中宮安一） 令和3年度七飯町施政方針を申し述べます。

I、はじめに。

令和3年第1回七飯町議会定例会の開会に当たり、本年度の町政執行に臨む基本方針と施策の一端を申し述べます。

本年度は、町長に就任して4期目の最終年度を迎えます。今日まで、町議会の皆様をはじめ、町民の皆様にご支援を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年世界各国で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、未だに収束の気配がなく、日本においても長期化し、緊急事態宣言の発出など社会経済のあらゆる面に影響を与え、町内経済にも大きな影響を及ぼしております。

また、新たに変異ウイルスによる発症者が確認されるなど、さらなる長期化への不安要素もありますが、ワクチン接種の効果に期待し、新しい生活様式の下、感染予防に注意を払いながら社会経済活動に力を注いでまいります。

時代がどんなに変わろうとも、安全で安心なまちづくりに努めることには変わりありません。

「住みたいまち・住みたいまち“七飯町”」が実感できるよう、更なる七飯町の発展のために尽くしてまいりますので、議会の皆様並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

II、町政に臨む基本方針。

“夢と希望と可能性”に溢れた「住みたいまち・住みたいまち“七飯町”」の主役は、町民の皆様です。本年度の町政に臨むに当たり、基本方針を申し述べます。

本年度は、施策などの見直しを行った第5次七飯町総合計画後期の始まりとなりますが、住民基本台帳に基づく、2020年の人口移動報告にお

いて、転入者が転出者を上回る189人の社会増と報告されました。2019年が152人の社会増であったことから、2年連続の社会増であります。このことは、これまでの多岐にわたる施策の成果と捉え、引き続き、次の基本的な姿勢に立って施策を実行してまいります。

①子どもを安心して産み育てられる。

②住み続けたいと思える生活環境を整える。

③食や観光をはじめとする力強い産業と雇用の場をつくる。

④七飯町らしさを生かして人を呼び込み・呼び戻す。

4期目の3年間は、基本的な視点の主な事業として、大中山小学校の改築を核とした大中山出張所と大中山学童保育クラブの複合施設である大中山多世代交流地域センターの建設を施工したほか、中島地区に新たな野菜の集出荷予冷施設を建設し、昨年はコロナ禍においても人参、長ネギを中心に高値で取引され、野菜の販売額が約30億円から約40億円となるなど、七飯町の野菜の品質のよさが認められました。

さらに、昨年4月に道南では、初めての義務教育学校「大沼岳陽学校」として開校となった旧大沼中学校校舎の大型改修も竣工し、教育環境の整備を図りました。

また、道の駅「なないろ・ななえ」に隣接した男爵ラウンジが開業となるなど相乗効果や波及効果があったものの、コロナ禍の影響により、北海道昆布館の撤退や宿泊施設の長期間休業など経済的ダメージを受けましたが、中島地区に不織布マスク工場が立地され、新たな雇用が生まれたほか、昨年度着手しました防災行政無線の整備も今年度で完了となり、新型コロナウイルスワクチン接種事業とともに、引き続き、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

コロナ禍という様変わりした新しい生活様式の下ではありますが、住環境の整備、子育て支援、地場産業の育成、企業誘致など波及効果が期待される事務事業に取り組んでまいります。

詳細な施策につきましては、「主要施策の推進について」で御説明申し上げますが、本年度については、新型コロナウイルス感染症の収束の兆し

が見えない状況での各種イベントや諸行事の開催費用等について当初予算の計上を見合わせ、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、補正予算等で対応してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の長期化による社会経済への多大な負の影響により、町税等の減収が見込まれることから、冬期間の諸費用についても当初予算の計上を見送り、一般会計109億4,000万円の予算を編成いたしましたので、御理解のほどお願い申し上げます。

Ⅲ、主要施策の推進について。

本年度の主要施策については、町政運営の指針でもあります第5次七飯町総合計画の基本構想及び基本計画に沿って、御説明申し上げます。

第1、安全・便利なまち。

はじめに道路・交通ネットワークについて述べてまいります。

道路の整備については、関係機関と連携を密にし、安全で安心な交通網の形成に努め、本年度の町道整備として、社会資本整備総合交付金で2路線の改良・舗装工事、橋梁長寿命化関連で1橋梁の修繕事業、29橋梁の点検、久根別川広域河川改修事業に伴う道負担金事業で1橋梁の架替工事、単独事業で7路線の改良舗装工事、道路維持・補修を施工してまいります。

国道については、北海道縦貫自動車道大沼公園インターチェンジから七飯インターチェンジ間のトンネル工事の早期完成と合わせ、既存の国道5号の交通安全対策を重点とした片側2車線化を要望してまいります。

道道については、大沼公園鹿部線、大沼公園線及び大野大中山線の整備促進について、引き続き、北海道に要望してまいります。

河川については、北海道が事業主体の久根別川広域河川改修事業のほか、藤城川、水無沢川、軍川及び蒜沢川の砂防事業の整備促進について、引き続き、関係機関に対し要望してまいります。町河川については、2河川の浚渫工事、1河川の排水路設計、維持・補修を施工してまいります。

また、関連する道路整備としては、函館新外環状道路函館空港インターチェンジが開通となり、函館空港までの時間が大幅に短縮され、観光誘客

と物流の両面において、大きな効果があるものと期待しております。

地域公共交通については、超高齢化社会に対応した地域の足の確保のため、鉄道や路線バスへの接続拡充・利便性向上を念頭に置きながら、法定協議会である七飯町地域公共交通活性化協議会とともに、地域公共交通計画を作成するなど検討を重ねてまいります。

次に、住宅・市街地について述べてまいります。

空き家対策については、「七飯町空き家等対策計画」に基づき、空き家の適正管理を推進するとともに、周辺環境に影響を与える恐れのある危険な特定空き家については、引き続き、解体費の助成制度を活用し、解消に努めてまいります。

公営住宅の整備について、冬トピア団地の9棟目となる長寿命化工事のほか、桜B団地及び本町上台団地の屋根や外壁の改修工事を引き続き施工します。また、大中山地区の道営住宅については、本年度中に完成予定となっております。

次に、交通安全・防犯について述べてまいります。

交通安全対策については、関係団体との連携を密にし、交通弱者と言われる子ども・高齢者の交通安全教育の徹底を図るとともに、事故防止のための交通安全運動を展開してまいります。

また、今もなお、全国的に高齢者の自動車運転操作ミス等による痛ましい事故が発生していることを踏まえ、運転に不安のある70歳以上の高齢者を対象に、引き続き高齢者運転免許証自主返納支援事業を推進してまいります。

防犯については、被害の未然防止に向け、警察、地域及び関係団体との連携を一層密にし、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。また、外灯については、外灯組合や町内会等とともに、維持管理に努めてまいります。

次に、消防・救急・防災について述べてまいります。

消防及び救急については、昨年、新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止となりました渡島消防総合訓練大会が令和3年6月19日に東大沼多目的グラウンド「トルナーレ」において開催

されることになったことから、支援してまいります。また、大沼分遣所に配備されている水槽付消防ポンプ自動車の老朽化が目立つことから、更新してまいります。

防災については、近年多発する自然災害に対応すべく町内全地域の防災行政無線の整備に取り組んでいるところですが、本年度に整備を終え、運用してまいります。また、防災に対する住民の意識と知識の向上のために、町広報誌やホームページを通じ、防災情報を発信するとともに、令和3年1月に全戸配布いたしました「七飯町防災ハザードマップ」を活用し、町内会等へ啓発してまいります。

さらに、新型コロナウイルス感染症など、感染症が蔓延した状況での避難所の対策や住民避難訓練の実施方法など防災対策を見直すほか、避難行動要支援者の確実な把握と、対象者の避難計画について、地域住民や関係機関とともに進めてまいります。

次に、情報ネットワークについて述べてまいります。

情報ネットワークについては、高速インターネット網が未整備であった鶴野地区・豊田地区について、民設民営方式で光ケーブルによるインターネット環境を整備してまいります。

また、総合行政情報システムを更新するとともに、さらなる経費削減のため、他団体との共同利用方式による自治体クラウドの構築を進めるほか、複雑かつ多様化するICT関連業務は今まで以上に専門的な知識が必要となることから、その一部を民間へ委託し、安定的な業務運営を目指してまいります。

マイナンバーカードについては、オンラインによる税の確定申告、コンビニエンスストアでの戸籍関係証明書等交付サービスなどの利用のほか、医療機関等での健康保険証としての利用が順次可能となることから、一層の普及に努めてまいります。

第2、快適なまち。

はじめに、環境施策の総合的推進について述べてまいります。

環境保全対策については、ラムサール条約登録

湿地である大沼の豊かな自然環境を次世代につなぐため、「大沼ラムサール協議会」や「大沼環境保全対策協議会」をはじめ、関係機関との連携を密にし、環境保全の施策を進めてまいります。

また、大沼の環境学習の一環として、大沼岳陽学校の子どもたちを対象に編成された「大沼ラムサール隊」については、自然環境観察などを通じた「大沼学」を実践し、ふるさとの魅力に気づき成長できる人材の育成に努めてまいります。

大沼の水質浄化対策については、引き続き、北海道と連携し、湖水や流入河川の監視と測定を行い、その結果や現場の状況に合った改善対策を実施するなど、大沼環境保全計画に基づいた水質浄化に努めてまいります。

下水道処理区域外の生活排水対策については、引き続き、合併処理浄化槽の設置を推進し、公共用水域の水質汚濁防止と生活環境の保全に努めてまいります。

次に、循環型社会の構築について述べてまいります。

廃棄物対策については、引き続き分別の徹底やリサイクルによる資源の再利用を推進し、ごみの減量化に努めるとともに、不法投棄防止と合わせ、住民、事業者及び行政が一体となって取り組んでまいります。

また、ななえ斎苑は、長寿命化計画に基づき設備の改修工事を施工し、リサイクルセンターは進入路の損傷が目立つことから補修工事を施工してまいります。

次に、上下水道の整備について述べてまいります。

水道事業については、水道施設の適切な維持管理や老朽化に伴う更新を行い、継続的な水の供給に努めてまいります。また、昨年に引き続き、新たな水源施設を整備し、さらに安定的な水の確保を図ってまいります。

下水道事業については、下水道施設の適切な維持管理のほか、長寿命化計画に基づき「大沼下水浄化センター」の更新工事を効率的に進めてまいります。

また、昨年度から地方公営企業法適用となったことから、経営状況を踏まえ、下水道使用料の見

直しについて検討してまいります。

第3、ふれあい・安心のまち。

はじめに、保健医療体制の充実について述べてまいります。

保健については、社会環境や生活の変化による様々な健康課題に向けて、町民1人1人が主体的に健康づくりや食生活の改善を目指すことができるよう、家庭や地域活動等に対して、行政、関係機関が一体となって、引き続き、第3期健康づくり基本計画に基づく事業を推進してまいります。

その主な取り組みとして、生活習慣の改善は非常に重要であることから、高血圧や高脂血症などの生活習慣病を予防するためのヘルシー教室の開催、また、疾病の早期発見や重症化の予防に重点を置き、自分自身が健康管理を意識し、定期的かつ継続的な健診をより多く受けて頂くため、基本健康診査の自己負担額を引き続き無料とし、さらなる受診率の向上に努めてまいります。

母子保健については、妊婦・産婦健康診査や産後ケアの実施に加え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を行うため、保健センター内に「子育て世代包括支援センター」を令和2年10月に開設しました。引き続き、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う体制の強化を図ってまいります。

また、5歳児に即した健やかな成長発達を確認し、就学に向けた準備の契機とすることを目的とした5歳児健診事業の推進については、保健師・町内幼保職員等が協力し合い、健診後のケアや就学までのサポート支援、関係機関との連携体制が整ったことから今年度より新たに実施してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種事業については、町民の安心・安全・健康を第一に、国・北海道及び医療機関と連携し、接種に係る案内の発送、予約受付業務作業の強化、ワクチン管理の徹底や効率的な接種方法の実現に向け、円滑な事業体制の構築を目指します。

特に、高齢者となる65歳以上の方や基礎疾患を有する方の優先的な接種を図り、16歳以上65歳未満の方への接種については、速やかに移行

できるよう努めるとともに、相談体制を確立いたします。

接種方法としては、町内外における医療機関での個別接種や必要に応じ、集団接種の実施を検討するなど、新型コロナウイルス感染症の早期収束に向けた第一歩となる事業を進めてまいります。

次に、地域福祉について述べてまいります。

地域福祉のさらなる充実に向けて、第4期総合保健福祉計画に基づき、地域における課題の解決や共助の促進を図るため、関係団体などと連携し、引き続き要援護者支え合い事業やボランティアポイント事業をはじめとした施策を推進するとともに、「相談しやすい環境」、「専門職の連携」、「切れ目のない支援」、「町民の社会参加支援」の四つを柱に重層的支援体制整備事業を展開し、子ども、障がいのある方及び高齢者を地域の皆様と行政が一体となって支え合う「地域共生社会」の実現を目指してまいります。

次に、高齢者福祉について述べてまいります。

新たに策定した高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防事業や外出支援サービス事業のサービスの確保に努めるとともに、介護・福祉人材確保への支援を行ってまいります。また、老人クラブ、老人クラブ連合会が行う健康・友愛・奉仕活動を支援してまいります。

介護保険事業については、介護保険サービスの利用ニーズを把握し円滑な事業運営に努めてまいります。また、「地域共生社会」の実現に向け、関係機関との協働による包括支援体制の構築に向けた実施体制の整備を進めるとともに、認知症の方やひとり暮らし高齢者の増加に比例して、成年後見制度の利用の必要性も高まりつつあることから、成年後見制度利用促進支援機能の充実を図ってまいります。

介護予防と生活支援においては、有償ボランティアによる生活援助と外出支援を組み合わせた生活支援サポート事業の充実を図り、地域住民による地域介護予防活動支援事業を引き続き支援してまいります。

次に、障がい者福祉について述べてまいりま

す。

新たに策定した第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画に基づき、「地域共生社会」の実現に向け、これまでの施策に加え、近年の高齢化や核家族化が進むとともに、障がいのある方の増加と高齢化が見られ、それに伴って障がい福祉ニーズが多様化している傾向にあることから、基幹相談支援センターに関係団体との調整を担う専門員を配置し、地域の多様なニーズに対応できる体制を確保し、地域全体で支えるサービス提供体制を構築してまいります。

次に、社会保障について述べてまいります。

国民健康保険特別会計については、予防のための健診を積極的に推し進めるため、引き続き特定健診における受診勧奨や自己負担を無料とし、また、人間ドック及び脳ドックの継続など、病気の早期発見・早期治療による医療費の抑制に努めながら、健全な運営を目指してまいります。

第4、育むまち。

はじめに子育て支援の充実について述べてまいります。

国の施策となる幼児教育・保育の無償化が実現したことに伴い、幼児期の教育・保育を提供する体制の確保、地域子供・子育て支援事業の実施を総合的・計画的に行うため、令和元年度に策定した「第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、さらに子育て支援サービスの充実を図ります。

放課後児童健全育成事業については、公立及び民間の学童保育クラブが連携し、地区単位での待機児童解消に向けた取組を進めてまいります。

具体的には、民間の学童保育クラブを利用する保護者に対して、公立と民間の利用料差額の2分の1相当を助成し、保護者負担を軽減してまいります。本町地区と大中山地区、それぞれの「子育て支援センター」及び大沼多目的会館で実施している「ちびっこ広場」を地域子育ての支援拠点とし、子育てに関する相談や情報提供、「あそんでSUNDAYパパ」など楽しく子育てができるよう子育て世代を支援してまいります。

児童虐待防止については、情報の収集や児童相談所、教育委員会、保育所などの関係機関と情報

の共有化を図り、子育て支援ネットワーク会議を活用し、一体となって対策強化に努めてまいります。

次に、教育関係について述べてまいります。

教育関係については、教育長からの教育行政方針において、学校教育、生涯教育、スポーツ振興など詳細に示されておりますので、尊重してまいります。

学習面や諸行事などにおいては、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明なことから、感染状況を見極めて必要な費用等を支援してまいります。

また、町内中学生を対象に平和教育事業の一環として取り組んでいる広島、長崎への平和大使派遣事業と国際交流及び国内交流については、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明なことから、感染状況を見極めながら対応してまいります。

第5、活気とにぎわいのまち。

はじめに農林水産業の振興について述べてまいります。

農業については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う不要不急の外出自粛や海外渡航者の入国規制により、外食産業に多大なる影響を及ぼし、農畜産物の消費にも大きな影響がありました。集出荷予冷施設の稼働などにより野菜取引額が6年連続30億円を超え、特に、昨年は40億円を超えております。七飯町ブランドとして消費者に対し、産地の差別化と高品質で安全で安心な農畜産物の生産・出荷に努めてまいります。

林業については、森林環境譲与税と七飯町森林環境譲与税基金を財源として、森林経営管理者意向調査など、民有林整備に向けた事業を実施してまいります。また、各種町有林事業等を実施するほか、災害・防災対策として治山事業の要望を行ってまいります。

大沼の内水面漁業については、生態系への影響がないよう漁業資源の確保に注視しつつ、大沼環境保全対策協議会をはじめとする関係機関と連携し、水質改善に係る活動等を支援してまいります。

次に、商工業について述べてまいります。

商工業については、町内の経済及び雇用を支えるなど地域経済を担っている中小企業の経営の安定化を図るため、引き続き商工業経営安定資金貸付や商工業経営安定融資保証料補給金及び利子補給金の給付を実施するほか、七飯町商工会をはじめとする関係団体と相互に連携し、支援してまいります。

また、地域経済の活性化や若者の起業促進を図るため、公益財団法人函館地域産業振興財団などと協力し、引き続き「創業バックアップ事業」に取り組むとともに、豊かな資源や交通利便性の高さなどの立地条件を紹介し、函館地域経済牽引事業促進協議会における事業とともに企業誘致を進めてまいります。

物産振興については、ななえ町物産振興協議会の活動を支援するなど、地元特産品のPR、販路拡大に取り組んでまいります。

次に、観光について述べてまいります。

観光については、大沼国定公園を中心とした優れた自然を生かした体験メニューや近隣市町と共同した広域観光ルートの開発に取り組むほか、観光案内表示の整備やSNSなどを活用し、広く七飯町の魅力を発信してまいります。

また、これまで大沼国定公園を管理運営しておりました一般財団法人自然公園財団が、赤字が膨らみ収支の改善が見込めないことから撤退となり、本年度から所有者である北海道が管理することになりました。これまで同様の景観を保持するためには、清掃等の相当額の維持管理費用が必要なことから、町及び地域においても応分の負担を行い、関係団体が一体となり、魅力のある観光地づくりに努めてまいります。

また、大沼などで開催されるイベント等については、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明なことから、感染状況を見極めながら対応してまいります。

次に、雇用対策について述べてまいります。

雇用対策については、ハローワークと連携し、町内の求人情報の周知に努めるほか、南渡島通年雇用促進支援協議会を通じて、通年雇用に必要な資格や技術向上を図るための技能講習などを実施し、就労と雇用の促進を図るほか、新型コロナウ

イルス感染症の影響による失業については経済状況を注視し対応してまいります。

また、七飯町シルバー人材センターと連携し、健康で働く意欲のある高齢者の多様な経験を生かし、安定した活動が継続できるよう支援してまいります。

次に、消費者対策について述べてまいります。

町内の消費拡大と町内企業への活力を与えるため、「あかまつ街道納涼祭」、「ななえ町物産グルメ発表会」、「チビッコ雪まつり」などのイベントを支援してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明なことから、感染状況を見極めながら対応してまいります。

第6、ともに歩むまち。

はじめに、協働のまちづくりについて述べてまいります。

まちづくりは、町民と行政と議会が協力し合い、自ら考え、行動し、汗を流す協働の考えが必要であります。このことから、出前町長室を引き続き実施すべきと考えますが、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明なことから、感染状況を見極めながら実施してまいります。

次に、自立する自治体経営について述べてまいります。

歳入の見通しについては、一般財源の根幹を成す住民税や固定資産税が新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれます。平成20年のリーマンショックに伴う景気後退時には、2年連続で住民税の減収となったことから、新型コロナウイルス感染症の影響による税収等の減収も複数年続くと予想されます。税収等の減収が見込まれる中での歳入の確保として、利活用の計画がない町有財産の処分をはじめ、第6次行財政改革大綱に沿って、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築を図るため、使用料及び手数料の見直し、公共施設の休館日の見直しや照明器具のLED化などに継続的に取り組むほか、「ふるさと納税」の返礼品の見直しや「企業版ふるさと納税」へ取り組むなど、財源の確保に努めてまいります。

IV、むすび。

以上、本年度の町政執行についての所信と主な

施策の概要について、述べさせていただきました。新型コロナウイルス感染症は、都市圏での急拡大により、全国的に蔓延し、人々の往来にブレーキがかかり、今もなお収束の兆しが見えない中、社会経済に大きな打撃を与え続けています。新型コロナウイルスワクチン接種の効果に期待しつつも、コロナ禍における新たな日常の受け入れとして、新生活様式を1人1人が継続することによって、早急な社会経済の回復につながるものと考えます。

七飯町においても、自粛生活の長期化により、社会経済に多大な影響を受け、国の地方創生臨時交付金や財政調整基金を財源に多岐にわたり対策を講じていますが、国の都市圏への緊急事態宣言や北海道の新型コロナ集中対策期間などにより、観光業や飲食業を中心に多大な打撃を受けており、さらに底辺が拡大することも考えられ、国のさらなる財政的支援を期待するものです。

このような悲観的な状況にあって、中島地区に不織布マスク工場及び大中山地区に七飯町産の酒米を原料とする地元で根ざした酒蔵が稼働したほか、峠下地区に計画されている宿泊を兼ね備えた温泉施設については、感染対策を考慮した施設的设计変更により、令和4年度の開業予定と延期になりましたが、地域の活性化に寄与されるものと期待しております。

また、残念ながら撤退となりました北海道昆布館の跡地については、新たな企業等の誘致・立地に向けて活動してまいります。

閉塞感の漂うコロナ禍の状況ではありますが、見直しました「第5次七飯町総合計画」後期計画に沿って、「災害に強い安全で安心なまち“七飯町”」、「住みたいまち・住み続けたいまち“七飯町”」が実感できるよう、知恵を出し、工夫を重ね、力を合わせて努めてまいりますので、議会の皆様をはじめ、町民の皆様への力強い御支援御協力をお願い申し上げます、本年度の施政方針といたします。

御静聴ありがとうございました。

○議長（木下 敏） 以上で、令和3年度七飯町施政方針を終わります。

日程第4

令和3年度七飯町教育行政方針

○議長（木下 敏） 日程第4 令和3年度七飯町教育行政方針を行います。

教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（與田敏樹） それでは、令和3年度七飯町教育行政方針について申し上げます。

I、はじめに。

令和3年第1回七飯町議会定例会の開会にあたり、本年度の七飯町教育行政方針の概要について申し上げます。

昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大は、北海道独自の緊急事態宣言やそれに続く、国による新型インフルエンザ等対策特措置法に基づく、緊急事態宣言により、2月から5月にかけて、学校はもとより、公共施設も閉鎖することとなり、教育活動に大きな影響を及ぼしました。

再開後においても、3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、マスク着用等の感染予防対策は、コロナ禍以前の教育活動を行うことができず、学校や生涯教育の現場において、大きな戸惑いを生じました。

昨年は、このような経験したことのない環境で教育活動を継続してきました。その中で、国や道の指針、現場段階での工夫・発想により、全く新しい状態での教育活動が生み出されました。この経験を生かし、昨年度末に終了した「第2次七飯町教育振興計画（改訂版）」にかかわって、本年3月に新しい教育大綱として策定した「第3次七飯町教育振興基本計画（令和3年度から令和7年度）」（以下「教育基本計画」という。）では、このコロナ禍及びコロナ禍後のポストコロナ時代の新しい状態での教育、所謂ニューノーマルな教育を目指すこととしています。

この教育大綱に基づき、学校教育にあつては、児童生徒にとって「安全な行きたい学校」、保護者にとって安心な「通わせたい学校」、教職員にとって「働き甲斐のある学校」を目指し、学ぶ喜びを共感できる学校づくりを推進してまいります。

生涯教育にあつては、生涯学習環境を整え、「町民がきずなで結ばれ、生きる力を育み、ともに学ぶまち七飯」を目指し、その主役となる「人づくり」の各種事業を推進してまいります。

一方、大変厳しい財政状況の中、子どもたちや町民への影響に配慮しながら、事務事業の見直しを行ってまいります。

II、教育基本方針。

教育は、豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間を育成するという人づくりの使命を担うものであります。

感染症対策を行いながら、本年度も学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、本町の豊かな伝統文化の継承や文化財の保護などの施策を実施してまいります。

III、令和3年度の主要施策。

令和3年度において、七飯町教育委員会が教育振興基本計画に基づき、取り組む主な施策について申し上げます。

第1、開かれた教育行政の推進。

町民の信頼に応える教育行政を推進するため、七飯町総合教育会議との連携や教育委員会議の公開、情報発信、教育行政方針の点検・評価及び公表を行い、地域に根ざし開かれた教育委員会を目指します。

第2、幼児教育の充実。

幼児期の教育は、能力開発、身体育成、人格形成、情操と道徳心の涵養にとって、極めて大切な時期であり、子どもたちの生涯にわたる資質・能力の向上に寄与するものであります。教職員の資質向上はもとより、家庭から幼児教育施設、幼児教育施設から小学校への円滑な移行、家庭や地域関係機関が一体となった幼児教育の推進に努めてまいります。

第3、学校教育の充実。

コロナ禍にあつて、感染症対策と学びの保障の両立が求められています。このニューノーマルな教育を実現するため、昨年度経験した感染症対策をより発展・充実させ、全児童生徒に配布されたタブレット端末の活用など、感染リスクを低減させる取組を推進し、学びの保障につなげます。

また、運動会などの学校行事についても、学習

指導要領に基づく特別活動です。年に1度の行事で、楽しみにしている保護者や地域の方も多と思います。

しかし、特別活動を通して、児童生徒に身につけてほしい資質・能力を保障するためには、昨年のような中止の判断ではなく、持続可能な特別活動として実施する必要があります。

特別活動では、児童生徒の気持ちが高揚しているからこそ、普段の学び以上に飛沫感染、接触感染のリスクを低減するためのマスク着用はもとより、3密回避、ソーシャルディスタンスの確保、短時間での終了が必須となります。

特別活動が中止になって一番残念に思っているのは、児童生徒です。児童生徒の特別活動に向けた取り組みや、努力の成果を無駄にしないためにも、学年ごとの開催や午前開催など、感染リスクを低減した状態での開催を目指します。

(1) 学校経営の充実。

学校評価等を生かし、校長のリーダーシップのもと、教育課題解決のため、全教職員の創意が発揮できる協働体制の確立に努めます。渡島教育研究所や七飯町教育研究所と連携し、教職員の資質向上や学校経営の改善等に努めます。

教職員にとって、働き甲斐のある学校を目指し、勤務時間外における留守番電話対応や、スクールロイヤー（弁護士）の積極的活用など、教職員の負担軽減を図り、児童生徒と向き合う時間の確保を目指します。

社会に開かれた教育課程の実現を目指し、中学校区単位でのコミュニティ・スクールの活性化とあわせ、地域学校協働本部の設置を推進し、地域とともにある学校を目指します。

(2) 基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実。

児童生徒の育ちと9年間の学びの連続性を大切にしながら、各学校の重点教育目標達成に向けた特色ある教育課程を編成・実施するとともに、本年度も学習支援員を配置し、習熟度に応じたきめ細かな学習指導を行い、全ての児童生徒に基礎・基本の確実な定着と活用する力を育て、誰一人取り残さない教育を目指します。

また、学力向上には、家庭での学習習慣の確立

が不可欠です。引き続き、各家庭にリーフレット「七飯町家庭学習の手引き」の積極的な活用を促します。

(3) 道徳教育の充実。

実社会や実生活の関わりを考える中で、命を大切に作る心や規範意識を育成します。

このため、「特別な教科」となった道徳の教科書の活用と併せて、コロナ禍における感染者に対する差別報道など、メディアによる報道も含めた多用な教材の活用を図ります。

また、ボランティア活動や体験的な活動を推進し、自発的な福祉活動や地域に根差した活動を通して、豊かな人間性を育てます。

(4) いじめ対策の充実。

「いじめ」は、絶対に許されないことです。一方、学校に携わるすべての関係者が、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という意識を常に持ち続け、「七飯町いじめ防止基本方針」のもと、いじめの未然防止、早期発見に努めます。

万が一、いじめが発生した時には、いじめを受けた児童生徒の対応に万全を期すとともに、いじめを行った児童生徒には、毅然とした指導を行い、いじめを受けた児童生徒の立場に立った解決を図ります。

本年度も、7月を「いじめ根絶月間」と定め、児童生徒から標語を募集し、いじめ防止等に関する啓発を行います。

(5) 生徒指導の充実。

不登校対策等については、「教育支援センター(旧適応指導教室)」を核として、指導員や指導主事が各学校と連携を密にしながら、教育支援センター「レインボー」への通級や各中学校に配置しているスクールカウンセラーの活用など、総合的なサポート体制の充実を図ります。

また、家庭環境等に課題がある場合は、町長部局と連携をとり対応します。

校外生活における児童生徒の安全安心を確保するため、「七飯町生徒指導推進連絡協議会」の活動を支援するほか、定期巡回や「子ども110番の家」の拡充等に努めます。

(6) 学校体育と学校保健指導の充実。

七飯町の児童生徒の体力・運動能力は、低い傾向にあり、引き続き生活習慣の改善とあわせて学校体育の充実、生涯スポーツの基礎づくりを進め、健康な身体づくりを推進します。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育等の推進を図り、児童生徒の健康意識の向上に努めます。

(7) 特別支援教育の充実。

特別支援教育支援員を引き続き、各学校に配置し、児童生徒1人1人の個性や発達段階に応じ、一環した特別支援教育の充実を図ります。

また、幼稚園等や町立学校における校種間の円滑な連携・接続のため、教育支援委員会で適正就学に向けた相談指導の充実を図ります。

(8) 環境教育の充実。

七飯町は、ラムサール条約登録湿地のある大沼国定公園や赤松街道など、豊かな自然環境に恵まれていることから、それぞれの地域の特性等を踏まえた環境教育の充実を図ります。

(9) 国際理解教育の充実。

国際社会の一員として信頼され、活躍する人材を育成するため、コロナ禍により欠員になっている英語の外国語の講師を早期に配置し、チームティーチングによる英語教育の充実を図ります。

また、小中高等学校の教職員で組織する「七飯町小中高英語教育連携協議会」を継続して支援し、小学校外国語活動の充実や、中高連携の強化を図ります。

(10) 防災・安全対策の充実。

施設、設備、通学路の安全点検等、教職員全体で安全な学校づくりに取り組みます。突発的に発生する事件、事故、自然災害等に対処するため、「危機管理共通マニュアル」を常に見直すとともに、実践的な防災・安全対策を推進します。

さらに、地域における見守り活動、「子ども110番の家」や不審者情報ネットワーク等の活用、コミュニティスクール等を活用し、地域ぐるみで児童生徒の安全確保を図ります。

(11) 食育の推進。

児童生徒が食の大切さを学び、望ましい食習慣を身につけることができるよう食育を計画的に推進します。

ふるさと教育や地域経済の活性化を図る上からも、町費による地元産食材を使用した安全安心な給食を推進します。

給食費については、徴収率の向上を図り、学校給食費会計の安定化を図るとともに、引き続き公会計への移行を目指します。

(12) 教育環境の整備・充実。

①教育施設の整備について。

教育施設の安全性、快適性の確保のため、学校と連携を密にし、早い段階での維持補修に努め、長寿命化を図ります。

②学校備品の整備・充実。

学習環境の整備充実を図るため、本年度も計画的に教材備品、情報機器の整備を推進します。

③奨学金の利用促進。

進学の意欲と能力がありながら、家庭の経済的な理由により、高校、大学等への進学が困難な学生生徒に対する奨学金について、年度途中からの利用も含め柔軟な対応を図り、将来を担う有能な人材の育成に努めます。

④就学援助費の見直し。

適正な援助を提供するため、令和4年度から判定基準を現在の世帯所得から世帯収入に変更します。

⑤校長・教頭住宅の在り方。

小中学校の校長・教頭住宅は、地域事情及び交通事情に留意しながら、学校経営に支障のないよう対応します。

⑥学校事務職員の共同事務室化について。

学校事務職員の業務の効率化を図るため、共同事務室化に向けた準備を進めます。

⑦小中学校図書室の地域への開放について。

「地域とともにある学校」を目指し、小中学校図書室の地域開放について研究します。

⑧対外競技等参加経費補助金の見直しについて。

学校教育課が所管する対外競技等参加経費補助金は、学校教育活動として行われる、スポーツ、文化団体が主催する競技大会に限定し、それ以外のスポーツ大会については、スポーツ振興課所管とし、補助基準を見直します。

第4、生涯学習の推進。

コロナ禍の新しい状態において、町民の学びを保障するため、昨年度実践してきた感染症対策をより発展・充実させ、持続可能な生涯学習環境の創出を目指します。

第4次七飯町社会教育中期計画（令和3年度から令和7年度）に基づき、引き続き町民1人1人が地域の自然や歴史・文化に親しみながら、生涯にわたり学び続けることのできる生涯学習推進体制を確立します。

あわせて、子どもたちの健やかな成長のために、家庭や地域が一体となって健全育成に取り組むことができるよう、地域の教育力の向上に努めます。

また、郷土の発展に欠かせない文化意識の向上と文化財の保護・活用など、文化施策を積極的に推進します。

(1) 生涯学習。

昨年度は、コロナ禍によって文化祭やパイオニアフェスティバル、成人式など多くの文化的事業が中止となりました。本年度は、規模、内容などを考慮しながら、コロナ禍にあっても開催可能な方法を検討します。

老朽化が目立つ社会教育施設については、生涯学習の推進と利用者の安全を確保する上からも、計画的、効率的な整備と集約化を図ります。

老人大学については、高齢化率の進展にも関わらず、参加者は減少してきております。高齢者が生き甲斐を持って参加したいと思える老人大学を目指し、老人大学自治会と連携し、講座内容等について検討します。

(2) 青少年の健全育成。

七飯町が、力強く発展していくためには、青少年の健全育成が不可欠です。体験・交流活動、社会活動への参加を促し、郷土を愛し、明日の七飯町を担う心豊かで心身ともにたくましい青少年を育成します。

また、子どもの安全安心な居場所づくり、健全育成を推進するため、子ども会活動やPTA活動の支援、子どもの社会性や人間性を育むための宿泊体験、文化体験など青少年育成事業を推進します。

(3) 家庭と地域の教育力の向上。

家庭教育は、子供の基本的な生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを身につける上で、大変重要な役割を果たします。

家庭、地域、学校と連携を強化し、子育て環境を充実するとともに、地域学校協働本部の設置を推進し、子供の健全育成を目指します。

(4) 文化・芸術の振興。

芸術文化、生活文化、伝統文化など各分野の振興を図るため、各種文化芸術団体等への支援を通じて、創作活動を奨励します。

また、文化芸術活動に対する助成制度などを活用し、幅広く町民を対象とした芸術鑑賞の拡充や提供に努めます。

(5) 文化財の保護・管理の推進。

文化財は、風土や自然、そして、そこに住む人々の営みの中で生まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産です。保存整備と積極的な活用を図ります。

埋蔵文化財のほか、民族資料の展示室として位置づけられている七飯町歴史館において、多角的な視点から企画展、講座等を開催し、地域の歴史や文化に触れる機会を提供します。

(6) 生涯スポーツの推進。

いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう環境整備に努めます。

子どもたちのスポーツ離れを防止し、体力向上を目指すため、初心者向けスポーツ教室や競技会などを開催し、運動の習慣化を図ります。プロチームや実業団のスポーツ合宿誘致を積極的に進めるとともに、チームや選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツへの興味関心を高めます。

厳しい財政状況を考慮し、スポーツ振興補助金を見直します。

IV、むすび。

以上、令和3年度の教育行政方針について申し上げます。無限の可能性を秘めた七飯町の子どもたちは、郷土の明日を担うかけがえのない存在です。

七飯町教育委員会としては、厳しい財政状況にあっても、知恵と工夫と想像で子どもたちが健やかに成長できるよう教育環境の充実に努めてまいります。

また、町民1人1人が健康で生き生きとした人生を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための生涯学習の環境づくりに取り組んでまいります。

特に、本年度は、コロナ禍にあっても、感染症対策に配慮しながら、各種事業を継続して実施していくことを重点に取り組んでまいります。

七飯町議会の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、新年度の教育行政方針といたします。

御静聴、ありがとうございました。

○議長(木下 敏) 以上で、令和3年度七飯町教育行政方針を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前11時19分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第5

各常任委員会報告

○議長(木下 敏) 日程第5 各常任委員会報告を議題といたします。

最初に、経済産業常任委員会の報告を求めます。

長谷川委員長。

○経済産業常任委員長(長谷川生人) 委員会報告第1号、経済産業常任委員会報告書。

令和2年12月10日、第4回定例会における議決に基づき、同委員会の所管について調査をした結果を下記のとおり報告する。

令和3年2月10日。

七飯町議会議長、木下敏様。

経済産業常任委員会委員長、長谷川生人。

記。

所管事務調査事項。第11次町道整備5ヶ年計画について。

令和2年12月18日、令和3年1月13日、2月10日の3日間、委員会を開催し、経済部長、土木課長の出席を求め、提出資料に基づいた

説明の聴取を行った。

1、調査の目的。

第11次町道整備5ヶ年計画の概要及び整備状況を把握するため、調査を行った。

2、調査の方法。

第11次町道整備5ヶ年計画の提出を求めたほか、経済部長、土木課長への聴取を行った。

3、第11次町道整備5ヶ年計画について。

第11次町道整備5ヶ年計画は、令和2年度から令和6年度について、重点的に整備する路線を選定し、計画的に道路整備を進めるために策定されたものである。

(1) 町道の現状及び整備状況について。

令和元年度末現在における町道の路線数は、600路線で5年前（平成26年度末現在）に比べ、19路線の増加（3.3%増）。総延長は、31万7,581.8メートルで、1万1,631.8メートルの増加（3.8%増）。改良済延長21万147.1メートルで1万3,424.2メートルの増加（6.2%増）。舗装済延長23万44.7メートルで1万3,725.5メートルの増加（6.3%増）となっている。

一方、地区別の町道整備の状況として、桜町、中野、峠下、仁山、大沼町、東大沼地区の整備が比較的遅れているが、人口分布及び可住地などの要素を考慮すると、一定の整備が図られている。

(2) 第10次町道整備5ヶ年計画の評価。

前計画である第10次町道整備5ヶ年計画（計画期間、平成27年度から平成31年度。以下「第10次計画」という。）の換算延長等による達成状況は、表1のとおりである。換算延長については達成率118.4%。路線数については達成率102.2%となり、ともに計画を上回る実績となった。

また、第10次計画の事業費ベースによる達成状況は、表2のとおりである。当初、計画路線の着手は、路線数が少なく、金額的には全体事業費は、計画額16億4,036万4,000円（単年度平均3億2,807万2,000円）に対し、実績済額8億2,981万5,000円（単年度平均1億6,596万3,000円）で、達成率は50.6%であった。

下記の表1は、第10次計画の達成状況でございます。御覧願います。

次のページの表2は、第10次計画の達成状況でございます。

(3) 第11次町道整備5ヶ年計画の概要。

第11次町道整備5ヶ年計画の基本方針として、次の事項を掲げている。

①本計画は、町道及び生活環境道路の新設改良事業計画（二次改築含む）であり、維持補修の事業は、対象から除外する。

②早期に整備効果を発現するために、継続事業を優先する。

③第10次計画の積み残し路線については、整備の重要性、緊急性及び地域からの要望等を考慮し、再検討する。

④新規事業については、整備の重要性、緊急性及び地域からの要望等を考慮し、優先順位を設けて整備する。

⑤計画策定後の社会情勢及び町財政の変化などに弾力的に対応していくため、毎年度、計画の見直し（ローリング）を行う。

また、第11次町道整備5ヶ年計画の重点目標を次のとおり設定し、道路整備を進めていくこととしている。

①幹線道路網の形成。

函館新道や北海道縦貫自動車道、函館新外環状道路など、道南地域の高速交通ネットワークの整備が進められており、併せて七飯町を縦断する一般国道5号や主要道路等の整備促進を関係機関に要望するとともに、関連する町道の整備を図る。

②新幹線事業との連携。

新函館北斗駅や函館総合車両基地に接続する町道の整備を図る。

③生活環境の向上。

市街地を中心とした生活道路は、老朽化が進行しており、二次改築や凍上対策等の道路整備を図る。

④暮らしの安心安全。

交通事故防止対策や歩行者、自転車の安全確保のために歩道等の整備を図る。

⑤地域振興の発展。

平成30年に開業した道の駅「なないろ・なな

え」の周辺の道路整備や町の基幹産業である農業と観光、さらに工業を含め、産業活動の支援のための道路整備を図る。

⑥災害防止のための道路整備。

大雨による災害防止のため、傾斜地の道路や排水施設の整備を図る。

委員からは、第11次町道整備5ヶ年計画においては、第10次計画と比較して、事業費が減少していることについての質疑があり、町としては、令和3年度からは補助事業を一時凍結し、維持補修へ重点的に予算を配分していきたいとの考えであった。

なお、第11次町道整備5ヶ年計画の総括表は、表3のとおりである。

下記の表3は、第11次町道整備5ヶ年計画事業費総括表でございます。御覧願います。

4、まとめ。

第11次町道整備5ヶ年計画について調査を行ったところ、当該計画は、今後の町道網の計画的な整備を行うためには必要な計画であると考えられ、前計画である第10次計画における達成率は、換算延長及び路線数では計画を上回る達成率となっているが、事業費ベースでは計画を下回る達成率となっている。

町としては、令和3年度からは、補助事業を一時凍結し、維持補修へ重点的に予算を配分していきたいとの考えを示していたが、今後も国庫支出金等の確保に向けて、引き続き要望を続けていきたい。

本計画に記載された事業の実施に当たっては、財政状況が厳しい中ではあるが、財政当局と十分協議し、本計画に沿った計画的な道路整備が行われることを望み、委員会報告といたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 議会運営例規第52項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。委員長、お疲れさまでした。

次に、民生文教常任委員会の報告を求めます。

坂本委員長。

○民生文教常任委員長（坂本 繁） 委員会報告第3号、民生文教常任委員会報告書。

令和2年12月10日、第4回定例会における

議決に基づき、当委員会の所管について調査をした結果を下記のとおり報告する。

令和3年2月18日。

七飯町議会議長、木下敏様。

民生文教常任委員会委員長、坂本繁。

記。

所管事務調査事項。

・コロナ禍における各小中学校の感染予防対策の現状について。

・大中山小学校と大中山複合施設の燃料の契約状況について。

・高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について。

令和2年12月22日、令和3年1月21日、29日、2月18日の4日間、委員会を開催し、民生部長、教育次長、住民課長、福祉課長、子育て健康支援課長、学校教育課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

1、調査の目的。

コロナ禍における各小中学校の感染予防対策の現状、大中山小学校と大中山複合施設の燃料の契約状況、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を把握するため、調査を行った。

2、調査の方法。

コロナ禍における各小中学校の感染予防対策の現状については、令和2年度に実施した各学校別の新型コロナウイルス対策事業一覧の提出を求めたほか、教育次長、学校教育課長への聴取を行った。

大中山小学校と大中山複合施設の燃料の契約状況については、それぞれの施設の改築後、または新築後から令和元年度までの年度ごとの燃料の種類、数量、購入金額の資料の提出を求めたほか、民生部長、教育次長、住民課長、子育て健康支援課長、学校教育課長への聴取を行った。

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画については、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、前期計画からの変更点などの資料の提出を求めたほか、民生部長、福祉課長への聴取を行った。

3、コロナ禍における各小中学校の感染予防対策の現状について。

各小中学校における感染予防対策として、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金をはじめ、公立学校情報機器整備費補助金などを活用し、各種備品などを購入し、感染予防対策を講じている。なお、当該交付金などを活用した備品などの購入状況は表のとおりであり、計画どおり執行されている。

また、文部科学省が示した「学校における新型コロナウイルス感染症に対する衛生管理マニュアル」に基づき、学校内で感染が大きく広がるリスクを避けることに取り組んでいる。

学校内においては、「三つの密」を避け、「人との間隔が十分取れない場合のマスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を導入するとともに、学習内容や活動内容を工夫しながら、可能な限り授業や部活動、各種行事などの教育活動を継続し、子どもの健やかな学びの保障を確保することとしている。

委員からは、学校における三密対策、感染予防対策の現状やコロナ禍における学校教育の考え方について質疑があった。

教育委員会からは、感染予防対策の現状として、児童生徒は、毎朝、検温をしてから登校するとしており、登校時や学校内でもマスクの着用が徹底されている。学校へ入る際も、密にならないような対応を行い、手指の消毒も行っている。また、給食時も以前は向かい合って食事をしてきたが、このコロナ禍においては、向かい合わずに、会話も極力行わずに食事をし、蛇口もなるべく使用させないために、水筒を持参するなどの対策をしているとの回答であった。

次に、学校教育の考え方については、運動会や学習発表会などの行事は、中止を主体とする考えではなく、学年ごとなど、形を変えながら対応していく考えであり、学びの保障を確保するよう取り組んでまいりたいとの回答であった。

令和2年度に実施した各学校別の新型コロナウイルス感染症対策は、表のとおりでございますので、表を御覧ください。

4、大中山小学校と大中山複合施設の燃料の契約状況について。

①大中山小学校の燃料の契約状況について。

大中山小学校の燃料については、プロパンガス、木質チップ、電気の3種類の併用となっている。

プロパンガスは、教室暖房と非常時用床暖房、木質チップは、廊下及び床暖房、電気は、体育館の暖房に供給されている。

契約方法としては、プロパンガスについては、改築前から随意契約によって、町内の業者と契約している。プロパンガスの納入単価については、従量料金は、CP・MB連動基準額としており、単価が変更となる場合は、変更契約を交わしている。また、木質チップについては、町内に供給する業者がないことから、道南の他町の業者と随意契約により契約をしている。

委員からは、プロパンガスの供給と設備の保安業務を別の契約とすることについて、今後の契約の見通しについて質疑があった。教育委員会からは、プロパンガスの供給と設備の保安業務を合わせて契約することについては、液化石油ガス保安の確保及び取引の適性化の法律により、プロパンガスを供給する業者が設備の保安業務を行うことが定められていることから、法律の規定に沿って行っているとの回答であった。

また、今後の契約の見通しについては、町では、公共施設に納入する灯油、A重油については、総務財政常任委員会からの意見を踏まえて、令和2年10月からは町内に供給施設を設けている燃料業者6社との協議により、割当制に改めている。プロパンガスについても、同様の契約方法で改めていくのであれば、教育委員会としても、町の方針に合わせていきたいとの回答であった。

②大中山複合施設の燃料の契約状況について。

大中山複合施設の燃料については、プロパンガスで冷暖房設備に供給されている。契約方法としては、当該施設は、新たに設置された施設であることから、初年度である平成31年度（令和元年度）については、競争入札参加資格登録者である町内業者3社による指名競争入札を実施し、令和2年度からは、随意契約による納入業者が決定されている。納入単価については、従量料金は、大中山小学校と同様に、CP・MB連動基準額とし

ており、納入単価が変更される場合は、変更契約を交わしている。

委員からは、随意契約ではなく、指名競争入札とした理由について質疑があり、町としては、新たに設置された施設であり、プロパンガスを扱うことができる業者であれば応札できるという判断で入札をしたとの回答であった。

5、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について。

当町では、介護保険制度が施行されてから平成12年度以降、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成12年度から平成14年度）までの策定を皮切りに、これまで7期にわたる介護保険事業計画を策定している。

今回策定する高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画については、次のとおり7章にわたる項目を掲げている。

「第1章 計画策定の基本事項」では、①計画策定の目標、②計画の根拠と位置づけ、③計画の期間、④策定体制、⑤日常生活圏域の設定、⑥介護保険制度の改正について定めており、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえて、七飯町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すこととしている。

「第2章 当町の高齢者の状況」では、①総人口の推移、②地区別人口、③世帯数の推移、④認定者の推移を定めており、総人口の推移としては、平成26年度以降、おおむね減少傾向にあり、高齢化率（総人口に占める高齢者の割合）は、緩やかに増加し、令和2年度は34.3%となっている。また、高齢者の内訳を見ると、後期高齢者数も年々増加しており、令和2年度の総人口に占める後期高齢者の割合は17.1%となっている。

「第3章 第7期計画の推進状況と課題」では、①全施策の点検、②介護保険事業、③アンケート調査から分かる課題を定めており、介護保険サービス別給付費を対計画比で見ると、施設サービスでは、介護老人福祉施設、居住系サービ

スでは特定施設入居者生活介護が計画を上回る実績となっている。また、在宅サービスは、訪問看護、地域密着型通所介護、短期入居者生活介護、福祉用具貸与が計画を上回る実績となっており、合計で見ると、平成30年度及び令和元年度の給付費は計画とほぼ同等の実績となっている。

また、アンケート調査では、希望する介護形態としては、在宅介護を希望する方が多くなっており、地域や自宅での生活を続けていくために必要な支援・サービスは要支援認定者は「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」が最も多くなっている。

「第4章 計画の基本的な方向」では、①基本理念、②施策体系、③重点施策、④計画の推進体制を定めており、基本理念としては、「いつまでも住み慣れた地域で支え合って元気に暮らすまちをめざして」との定めである。また、重点的に推進する施策については、「フレイル対策と介護予防の充実」、「認知症対策の充実」、「人材確保対策の充実」、「医療体制の充実と介護との連携」、「移動支援サービスの充実」の5項目を定めている。

「第5章 推進する施策」では、「生き生きと暮らせるまち」、「介護が必要になっても大丈夫なまち」、「安心して暮らせるまち」の三つの基本目標を掲げており、それぞれの目標に対して、現状・課題、方針について定めている。

「第6章 計画における目標設定」では、①高齢者に関わる事業の数値目標、②自立支援・重度化防止の取組目標、③認知症対策の取組目標、④介護給付適性化の取組目標を定めている。

「第7章 介護保険事業の見込み」では、①将来推計、②サービス見込量の推計、③介護保険料の算定を掲げており、被保険者の推計として第1号被保険者数は、令和5年度までは増加すると推計しているが、以降は、減少に転ずるものと推計している。また、要介護認定者数の推計としては、増加傾向が続くものと推計されている。

介護保険料については、計画期間である令和3年度から令和5年度までの3年間についても、保険料を負担する高齢者人口は増え、それ以上に介護サービス利用者の伸びが大きいと見込まれるた

め、介護保険料（月額）の基準額は、5,950円を予定している。

6、まとめ。

コロナ禍における各小学校の感染予防対策については、各種交付金を活用し、感染予防対策に必要な備品や設備の更新が計画どおり行われているが、各学校や児童生徒は、これまでも十分な感染対策予防対策が行われているが、今後も引き続き、学校と教育委員会が一体となった感染予防対策に努めていただきたい。

大中山小学校と大中山複合施設の燃料の契約については、大中山小学校のプロパンガスは、従来から随意契約によって納入業者が決定されており、大中山複合施設のプロパンガスについては、新たな施設であることから、平成31年度（令和元年度）は、指名競争入札によって納入業者が決定され、令和2年度は随意契約により納入業者が決定されている。

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画については、当委員会にその素案が示された。当該計画期間においては、高齢者人口の増加、介護サービス利用者の伸びも大きいと見込まれ、介護保険料は増額される見込みとなる。そのため、介護保険料が増額となる場合は、広報などを活用し、町民に対する丁寧な説明を望むとともに、健康づくりや介護予防への重点的な取組を望み、委員会報告といたします。

以上、終わります。

○議長（木下 敏） 議会運営例規第52項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。委員長、お疲れさまでした。

次に、総務財政常任委員会の報告を求めます。

池田委員長。

○総務財政常任委員長（池田誠悦） 委員会報告第6号、総務財政常任委員会報告書。

令和2年12月10日、第4回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査をした結果を下記のとおり報告する。

令和3年2月21日。

七飯町議会議長、木下敏様。

総務財政常任委員会委員長、池田誠悦。

記。

所管事務調査事項。

役場庁舎及び職員の職場内における新型コロナウイルス感染症対策について。

令和3年1月18日、2月5日、22日の3日間、委員会を開催し、総務部長、総務財政課長、情報防災課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

1、調査の目的。

役場庁舎及び職員の職場内における新型コロナウイルス感染症対策の現状、今後の取組等を把握するため、調査を行った。

2、調査の方法。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場におけるマニュアル、在宅勤務の実施状況に関する資料等の提出を求めたほか、総務部長、総務財政課長、情報防災課長への聴取を行った。

3、役場庁舎及び職員の職場内における新型コロナウイルス感染症対策について。

（1）職場内における対応及び業務継続計画について。

町は、新型コロナウイルス感染症に対する職場における対応のマニュアルとして、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応について」を令和2年4月16日に策定している。

このマニュアルにおいては、感染拡大防止等に向けた対策として、①職場内での感染防止行動の徹底、②通勤・外勤に関する感染防止行動の徹底、③在宅勤務の活用を掲げている。また、風邪症状のある職員への対応としては、職員や家族に風邪症状がある場合は休暇を取得すること、職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること、風邪の症状がある職員はかかりつけ医や身近な医療機関を積極的に受診することを明記している。

次に、新型コロナウイルス感染の感染拡大時においても、迅速に対応し、町が必要な業務を維持できるようにするため、継続、縮小、休止・中断する業務の整理等、業務継続上の基本的事項を定めた「七飯町新型コロナウイルス対策業務継続計画」を令和2年5月に策定している。当該計画においては、町の業務区分を定めており、新たに発

生ずる業務、継続業務、縮小業務、中止・中断業務の四つに分類している。町としては、今後、新型コロナウイルスワクチンの接種などの新たに生じる事務がある場合には、担当課とも協議して、見直しをしていく考えであった。

委員からは、職員や来庁者に対しては、感染防止対策のみではなく、予防対策も講じる考えについて質疑があった。

町としては、職場内や来庁者への感染防止対策や予防対策は、十分ではない部分もあるかもしれないが、今後もできる限りの対応を講じてまいりたいとの回答であった。

(2) 来庁者に対する対応について。

役場庁舎へ来庁する方への対応としては、現在、消毒用アルコールの設置、窓口カウンターへのアクリルパーテーションの設置、職員のマスク着用などが行われている。各種会議等においても、参加者の検温、座席の距離を離すこと、広い会議室での会議開催及び会議時間の短縮などを行っている。

来庁者に関する感染予防対策の体制については、表1のとおりです。皆さん、見てください。

また、令和2年第5回臨時会において可決した予算の執行状況としては、事務室へのアクリルパーテーション、自動手指消毒器などが既に設置されており、今後実施する事項としては、非接触型体温測定カメラの設置をする予定である。発注先には、順次納品してもらうこととしており、既に役場庁舎正面玄関には設置されている。今後、納品され次第、各施設に設置される予定である。

総務財政課、情報防災課が所管する令和2年第5回臨時会補正予算の進捗状況、備品の設置予定、購入量は、表2のとおりである。表を御参照ください。

(3) 職員のテレワーク等の実施状況について。

職員のテレワークについては、新型コロナウイルス感染症対策として、総務省が実証実験として実施しているもので、期間は令和3年度末までを予定している。令和3年2月5日時点においては、13名の職員がテレワークを実施している。

委員からは、テレワークにおける課題や今後の対応、オンライン会議の実施状況について質疑があった。町としては、これまでにテレワークを利用した職員にアンケートを取っており、今後の課題としては、1階の窓口のある部署での利用者がいないことから、窓口のある部署に対しても非常時を想定して、使用することを呼びかけていきたい。また、オンライン会議についても他団体が主催する会議等であるが、用意した端末については、週の半分程度の日数が使用されているとの回答であった。

4、まとめ。

職員に対する感染予防対策としては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた職場における対応について」、「七飯町新型コロナウイルス対策業務継続計画」をそれぞれ令和2年4月、5月に策定しており、それに基づく対応が行われている。

庁舎内における感染予防対策としては、パーテーションの設置、自動手指消毒器、非接触型体温測定カメラの設置など、来庁者に対する対策も講じられている。

しかし、国内でも変異株のウイルスが報告されるなど、新型コロナウイルス感染症に関しては、情勢が変化していることから、その時々状況に応じて、臨機応変にマニュアルや計画の見直しを行うとともに、各部署で連携して取り組んでいただきたい。

また、密を避けるという観点からも、テレワークやオンライン会議の推進についても、引き続き調査研究を続けていただきたい。

現在、役場庁舎においては、各種備品を設置するなどの感染予防対策を講じているが、職員1人1人が三密を避けること、手洗いの徹底、マスクの着用、咳エチケットの徹底など基本的な感染予防への意識を持ち続けることが最も重要なことである。役場庁舎から感染者が発生しないよう、職員に対しては、改めて1人1人ができる対策を講じることを周囲徹底していただくとともに、町民が安心して来庁することのできる体制を継続して取り組んでいただくことを望み、委員会報告とする。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 議会運営例規第52項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。委員長、お疲れさまでした。

以上で、常任委員会報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第6

各特別委員会報告

○議長（木下 敏） 日程第6 各特別委員会報告を議題といたします。

最初に、地域防災・自然災害に関する調査特別委員会より報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

川上委員長。

○地域防災・自然災害に関する調査特別委員長（川上弘一） 委員会報告第2号、地域防災・自然災害に関する調査特別委員会報告書。

令和元年9月25日第3回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年2月17日。

七飯町議会議長、木下敏様。

地域防災・自然災害に関する調査特別委員会委員長、川上弘一。

記。

1、調査の経過及び内容。

(1) 令和元年9月25日に第1回目の委員会を開催し、委員長に川上弘一委員、副委員長に長谷川生人委員をそれぞれ互選した。

(2) 令和元年12月13日に第2回目の委員会を開催し、今後の調査方針についての協議を行った。当特別委員会としては、砂防事業を中心とした河川事業を調査項目とし、要望事項を挙げていくことに決定した。

(3) 令和2年7月14日に第3回目の委員会を

開催し、経済部長、土木課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行うとともに、現地調査を行った。

はじめに、軍川通常砂防事業は、平成19年の被害を契機に、平成21年度より北海道が砂防事業として着手したもので、遊砂地、溪流保全工の整備により、土砂災害から人家、災害時要援護者関連施設などを守ることを目的とした砂防施設の整備を行うものである。

藤城川通常砂防事業は、平成19年度の被害を契機に、平成22年度より北海道が砂防事業として着手したもので、砂防えん堤や溪流保全工の整備により、土砂災害から土砂災害から人家、災害時要援護者関連施設などを守ることを目的とした砂防施設の整備を行うものである。

水無沢川通常砂防事業は、平成19年度の被害を契機に、平成21年度より北海道が砂防事業として着手したもので、砂防えん堤や溪流保全工の整備により、土砂災害から土砂災害から人家や国道などを守ることを目的とした砂防施設の整備を行うものである。

蒜沢川通常砂防事業は、平成9年の被害を契機に、平成11年度より北海道が砂防事業として着手したもので、溪流保全工、遊砂地などの整備により、土砂災害から函館市桔梗町、七飯町大川地区の人家などを守ることを目的とした砂防施設の整備を行うものである。

久根別川広域河川改修事業は、昭和56年、昭和61年、平成3年の被害を契機に、平成4年より北海道が広域河川改修事業として着手し、河口から上流15.2キロメートルの区間、支川蒜沢川は久根別川合流点から上流3.6キロメートルの区間について、堤防の新設や河道の掘削により、河積の拡大を行うものである。

これらの説明の聴取後に、現地調査を行った。また、次回の委員会において、要望事項などについて協議することを確認した。

(4) 令和2年8月17日に第4回目の委員会を開催し、経済部長、土木課長の出席を求め、前回に引き続き、現地調査に関する質疑を行った。

北海道への要望事項については、議会までに素案を作成し、委員会に諮って決定していくという

ことを確認した。

また、要望書の提出方法についての協議を行い、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、委員全員で行くのではなく、正副委員長が委員会を代表して、要望へ行くことを確認した。

(5) 令和2年10月20日に第5回目の委員会を開催し、経済部長、土木課長の出席を求め、北海道及び北海道渡島総合振興局へ提出する要望書の確認を行った。また、前回の委員会において、要望は正副委員長が代表して行くことを確認したが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、要望書を持参することについては、正副委員長において町理事者や北海道と協議して決めることを確認した。

(6) 令和2年11月9日に当特別委員会正副委員長が町長及び議長とともに、北海道渡島総合振興局に対して、久根別川広域河川改修事業の整備促進、藤城川砂防事業の整備促進、軍川砂防事業の整備促進、水無沢川砂防事業の整備促進、蒜沢川砂防事業の整備促進の5項目について要望活動を行った。

北海道渡島総合振興局からは、これらの事業の進捗状況についての説明があり、軍川砂防事業については今年度完了予定であり、その他の事業については今後も町と連携をし、引き続き事業の推進に努めてまいりたいとの回答であった。

また、11月16日に北海道建設部へ要望を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の恐れがあることから自粛し、11月16日付けの要望として、北海道渡島総合振興局から北海道建設部へ要望書を送付していただくよう依頼し、手交した。

(7) 令和3年1月14日に第6回目の委員会を開催し、北海道渡島総合振興局への要望についての報告を行うとともに、これまでの調査活動について報告書に記載する事項の確認を行った。

(8) 令和3年2月17日に第7回目の委員会を開催し、令和3年第1回定例会に提出する報告書のまとめを行った。

2、まとめ。

以上が、これまでの調査活動である。

当特別委員会では、久根別川広域河川改修事業、藤城川砂防事業、軍川砂防事業、水無沢川砂防事業、蒜沢川砂防事業について、計画や進捗状況、今後の予定などの聴取や現地調査を行った。

これらの現状を踏まえた上で、令和2年11月9日に北海道渡島総合振興局に対して、久根別川広域河川改修事業の整備促進、藤城川砂防事業の整備促進、軍川砂防事業の整備促進、水無沢川砂防事業の整備促進、蒜沢川砂防事業の整備促進についての要望活動を行った。

近年は、当町では大きな災害は発生してはいないものの、国内においては、台風やゲリラ豪雨と呼ばれる局地的な豪雨などによる甚大な被害が発生していることを踏まえると、災害に強いまちづくりに向け、より一層の取組を望むものである。

町においては、今後も引き続き河川の整備促進、早期完成について北海道などの関係機関に対し、要望していくことを望み、当委員会の活動報告といたします。

以上です。

○議長(木下 敏) これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

次に、第5次七飯町総合計画に関する調査特別委員会より、報告書の提出がありましたので、報告を求めます。

田村委員長。

○第5次七飯町総合計画に関する調査特別委員長(田村敏郎) 委員会報告第4号、第5次七飯町総合計画に関する調査特別委員会報告書。

令和2年12月10日、第4回定例会において設置された当特別委員会がこれまで調査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年2月19日。

七飯町議会議長、木下敏様。

第5次七飯町総合計画に関する調査特別委員会委員長、田村敏郎。

記。

1、調査の経過及び内容。

(1) 令和2年12月10日に第1回目の委員

会を開催し、委員長に田村敏郎委員、副委員長に稲垣明美委員をそれぞれ互選した。

(2) 令和2年12月10日に第2回目の委員会を開催し、要求資料について協議を行った。

資料要求としては、第5次七飯町総合計画後期基本計画、第5次七飯町総合計画掲載事業のうち、達成事業、未達成事業、達成率に関する資料、第5次七飯町総合計画中間見直しの際に削除された事業、新規掲載された事業とその理由に関する資料、中長期財政計画、七飯町立地適正化計画の要求があった。

今回の委員会において、これらの資料に関する説明の聴取を行うこととした。

(3) 令和3年1月14日に第3回目の委員会を開催し、総務部長、総務財政課長、政策推進課長の出席を求め、提出のあった資料に基づき説明の聴取を行った。

はじめに、第5次七飯町総合計画後期基本計画、第5次七飯町総合計画掲載事業のうち、達成事業、未達成事業、達成率、第5次七飯町総合計画中間見直しの際に削除された事業、新規掲載された事業についての説明があった。

第5次七飯町総合計画は、計画期間を平成28年度から令和7年度までの10年間とし、今後取り組むべき主要な施策を各分野にわたり定めている。

中間年である令和2年度に社会情勢や住民ニーズなどを踏まえた上で、進捗状況を含めて計画を見直すこととしている。

本計画における44事業の令和元年度までの進捗状況は、主な達成事業として、大中山小学校改築事業、七重小学校耐震補強及び大規模改増事業など15事業で、総額は85億4,966万7,000円となっている。

また、未達成事業29事業のうち、未着手事業が10事業、継続事業が15事業、廃止事業が4事業となっており、事業によっては令和8年度以降も継続する事業もある。なお、総括表については、次の表のとおりである。御覧願いたいと思います。

また、後期基本計画において削除された事業としては、湯出川準用河川事業や義務教育施設の耐

震化及び大規模改修事業など、事業が完了したもののほか、事業計画期間内に実施しないものなど含め17事業を削除している。

一方で、新たに掲載された事業としては、地域公共交通の計画的な運用や町立中学校の長寿強化改修事業など14事業を追加している。

(4) 令和3年2月9日に第4回目の委員会を開催し、総務部長、経済部長、総務財政課長、政策推進課長、都市住宅課長の出席を求め、前回に引き続き提出のあった資料に基づき、説明の聴取を行った。

はじめに、七飯町の財政見直し（中長期財政計画、令和3年度から令和7年度）（案）について説明があった。当該財政見直しは、第5次七飯町総合計画後期基本計画や第6次行政改革大綱との整合性を図りながら、中長期の見直しを立てることにより、計画的な財政運営と健全性を確保し、安定的な行政サービスの実施と将来的に持続可能な行政経営の確立を目指すために策定するものである。

この計画における主な財政指標は、令和2年度の町債現在高145億6,200万円が令和7年度には119億9,100万円。令和2年度実質公債費比率12.6%が令和7年度には14.2%。令和2年度の将来負担比率106.1%が令和7年度には91.7%となる見直しとしている。なお、年度ごとの状況については、下記のグラフのとおりである。御覧願いたいと思います。

委員からは、新たな財源の調達、新たな税を設ける場合や受益者負担として使用料等を上げる場合に、職員駐車場を有料化するなどの負担を求める考えについて質疑があった。

町としては、新たな財源の調達についてはふるさと納税の強化、使用料・手数料の見直し、遊休財産の売却を含め、今後も行財政改革の中で取り組み、また、職員駐車場の有料化については行政改革の項目にも挙げており、住民に応分の負担を求める場合には、考え方の一つとして検討しているとのことであった。

次に、立地適正化計画の概要についての説明があった。立地適正化計画の策定の目的としては、以下の3項目を挙げている。

①医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約し、これらの生活サービスが効率的に提供されるようにすること。

②拠点周辺や公共交通の沿線に居住を誘導し、居住者がこれらの生活サービスを利用できるようにするとともに、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるようにすること。

③拠点への連絡及び拠点間の接続を確保するなど、公共交通等の充実を図り、日常生活に必要なサービスが住まいなどの身近に存在する多極ネットワーク型のコンパクトシティを推進すること。

これらの目的を踏まえ、当該計画では、行政、住民、民間事業者等が一体となったコンパクトなまちづくりを推進するため「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針」として、①居住誘導区域、②都市機能誘導区域について定めている。

委員からは、立地適正化計画を策定するメリットについて質疑があった。町からは、立地適正化計画に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備等の取組に対し、国からの補助率が2分の1、起債充当率が90%で、そのうち地方交付税措置が50%見込めるなどの財政上の優遇措置があるとのことであった。

また、前回の委員会に引き続き、第5次七飯町総合計画後期基本計画に関する質疑を行った。

委員からは、第5次七飯町総合計画中間見直しの際に、削除された事業のうち、リサイクルセンターは施設も狭隘で作業環境も悪化しており、働いている方の安全面からも早期に整備する必要があること、三木町交流事業の削除理由について、七飯町の財政見通しによる推計と後期基本計画における将来目標値との整合性について質疑があった。

はじめに、リサイクルセンターの設備改修等については、廃棄物処理施設長寿命化工事として新たな事業として取り扱っており、事業の実施に関しては、補助金等が確保できれば計画的な実施に努めていきたい。

三木町交流事業については、この施策が指して

いる交流事業は人的な活動が主たるものであるが、現在は、経済交流を主たる内容としているため、後期基本計画から削除した。三木町とは姉妹都市であるため、着実に交流が進められるよう、今後も継続して交流事業に取り組みたいとのことであった。

七飯町の財政見通しによる推計については、令和2年度現計予算及び令和3年度当初予算を踏まえて、現実的な数値としての推計を行っている。一方で、後期基本計画における将来目標値は、令和元年度の数値から少しでも改善するという目標の指標を定めているとのことであった。

(5) 令和3年2月19日に第5回目の委員会を開催し、令和3年第1回定例会に提出する報告書のまとめを行った。

2、まとめ。

以上が、これまでの調査内容である。

人口減少社会の到来や新型コロナウイルス感染症への対応など、経験したことのない予測不可能な社会を迎えるに当たり、第5次七飯町総合計画後期基本計画は、町の最上位計画として将来のまちづくりのための行動指針となるものであり、その計画の実行に当たっては、住民ニーズを的確に捉え、社会情勢の変化に十分に対応していかなければならない。

第5次七飯町総合計画後期基本計画に掲げる様々な施策の実施によって、住民のまちへの愛着度や定住意向の向上に繋げることが重要である。

一方で、当特別委員会に提出された七飯町の財政見通し(中長期財政計画)(案)に記載された内容を見ると、厳しい財政状況が続くものと考えられる。当該計画には、受益者負担の適正化、新たな財源の確保など財政改革に向けた項目も記載されていることから、確実な財源確保に努め、将来推計の数値が少しでも改善されるよう、これまで以上の取組を望むものである。

当特別委員会は、第5次七飯町総合計画後期基本計画を踏まえ、厳密な財政分析をし、堅実な予算編成と着実な事業の執行に努めることを強く望み、当特別委員会の活動報告とする。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 第5次七飯町総合計画に関

する調査特別委員会は、議長を除く全員で構成された特別委員会でありますので、議会運営例規第52項の規定により質疑を省略いたします。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

次に、北海道新幹線等新交通体系と観光資源の利活用に関する調査特別委員会より、報告書の提出がありましたので報告を求めます。

田村委員長。

○北海道新幹線等新交通体系と観光資源の利活用に関する調査特別委員長（田村敏郎） 委員会報告第5号、北海道新幹線等新交通体系と観光資源の利活用に関する調査特別委員会報告書。

令和元年9月25日第3回定例会において設置された当特別委員会が、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

令和3年2月22日。

七飯町議会議長、木下敏様。

北海道新幹線等新交通体系と観光資源の利活用に関する調査特別委員会委員長、田村敏郎。

記。

1、調査の経過及び内容。

(1) 令和元年9月25日に第1回目の委員会を開催し、委員長に田村敏郎委員、副委員長に川村主税委員をそれぞれ互選した。

(2) 令和元年11月19日に第2回目の委員会を開催し、今後の調査・研究の進め方について協議を行った。

はじめに、町の観光資源について協議を行い、①赤松街道の利活用、②函館新幹線総合車両所の活用、③道の駅周辺の振興、④大沼国定公園の振興、⑤城岱牧場の利活用の5項目を中心に調査を行うこととした。

資料要求は、赤松街道・大沼国定公園の歴史に関する資料、函館新幹線総合車両所に関する資料、北海道縦貫自動車道に関する資料、観光入込客数に関する資料、道の駅なないろ・ななえの入込客数、売上に関する資料とした。

今回の委員会において、これらの資料に関する説明の聴取を行うこととした。

(3) 令和2年1月14日に第3回目の委員会を開催し、総務部長、政策推進課長、経済部長、

商工観光課長、生涯教育課長、生涯教育課学芸員の出席を求め、提出のあった資料に基づき説明の聴取を行った。

生涯教育課学芸員から赤松街道の歴史及び大沼国定公園の歴史に関する説明、政策推進課長から函館新幹線総合車両所、北海道新幹線の札幌延伸の状況、北海道縦貫自動車道の現状、北海道縦貫自動車道、北海道新幹線建設促進に関する渡島総合開発期成会などの要望書に関する説明があった。

委員からは、函館新幹線総合車両所の一般公開の見通し、北海道縦貫自動車道の七飯インターチェンジ（仮称）から函館新道までの計画等についての質問があり、函館新幹線総合車両所の一般公開については、施設を公開することや研修を受け入れる構造になっていないこと、交通アクセスの関係で現状では難しいとのことである。また、北海道縦貫自動車道については、当該区間の計画については、まだ示されていないとのことである。

次に、商工観光課長から観光入込客数及び道の駅なないろ・ななえの売り上げに関する説明があった。

委員からは、観光客の誘客に向けた七飯町の魅力発信の考え方及び南大沼駐車場について質疑があり、七飯町には自然を活用したアクティビティなどの魅力があることから、これらの情報をさらに発信して、より多くの方に来ていただくように取り組んでまいりたい。さらに、今後の考え方の一つとして、七飯町のみならず道南地域で協力して、広域的に誘客に取り組んでまいりたいとのことである。

また、南大沼駐車場については、地元としても大きな影響がでるような事案については、北海道などと十分協議して、地元の不利益にならないように対応していくことが重要であるとのことであった。

以上の説明及び質疑を踏まえ、次回の委員会において現地調査を行うことを決定した。

(4) 令和2年2月10日に第4回目の委員会を開催し、大沼国定公園内で開催された体験イベント（アイスカラーセル（凍った湖面を円上に切

り抜いて、湖面に浮かんだ円上の氷を回転させる氷のメリーゴーラウンドのことをいう。))、南大沼駐車場、道の駅なないろ・ななえ、赤松街道等の現地調査を行った。

(5) 令和2年5月28日に第5回目の委員会を開催し、2月10日に行った現地調査や現在のコロナ禍を踏まえた今後の検討事項について協議を行った。

委員からは、コロナ禍において海外からの観光客の誘客が難しい中、地元の人が訪れる身近な散策の場としての大沼をもう一度見直すという目線に立脚することが必要ではないかとの意見があった。そのため、次回の委員会で再度、大沼国定公園等の視察を行うこととした。

(6) 令和2年6月16日に第6回目の委員会を開催し、冬期間には現地調査ができなかった東大沼キャンプ場、城岱牧場展望台について、夏期の観光状況を把握するため、現地調査を行った。

(7) 令和2年10月19日に第7回目の委員会を開催し、北海道縦貫自動車道の工事の進捗状況を把握するため、北海道縦貫自動車道大沼トンネル避難抗工事の峠下工区、西大沼工区の現地調査を行うこととした。

(8) 令和2年10月30日に第8回目の委員会を開催し、北海道縦貫自動車道大沼トンネル避難抗工事の峠下工区、西大沼工区の現地調査を行った。現地調査終了後、北海道縦貫自動車道の開通を見据えた今後の峠下地区に関する町の考え方について質疑があった。

町は、北海道新幹線が札幌まで延伸し、北海道縦貫自動車道が完成すると、峠下地区というのが道南の交通の要衝となり、これから七飯町発展の一つの要になる地区であると考えている。また、北海道縦貫自動車道については、計画路線ということが示されていない中では、示される前に町としても要望してまいりたいと考えている。その際には、議会とも連携をして、町全体としての要望活動ができるのが一番ではないかと考えているとのことであった。

(9) 令和3年2月1日に第9回目の委員会を開催し、報告書に記載する事項の確認を行った。

(10) 令和3年2月22日に第10回目の委

員会を開催し、令和3年第1回定例会に提出する報告書のまとめを行った。

2、まとめ。

以上が、これまでの調査活動である。

はじめに、北海道縦貫自動車道に関しては、七飯インターチェンジ(仮称)までの開通によって、峠下地区が道南地区の交通の要衝になると考えられる。一方で、現時点では、七飯インターチェンジ(仮称)から函館新道までの区間の計画路線が示されておらず、峠下地区をはじめとした町内への誘客という観点から考えると、計画路線が示される前に、町と議会が連携して、道の駅周辺の振興を考えた要望等を行う必要がある。

次に、観光資源のあり方については、町内の観光資源のうち、5項目に焦点を絞って調査を行ってきた。新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な調査活動を行うことができなかったが、当町の観光資源の中で、最も重要である大沼国定公園や東大沼キャンプ場に関しては、訪れた観光客が素晴らしい景観と行き渡った管理・サービスに満足し、リピーターとなってくれるような公園づくりが不可欠であり、北海道や町の動向を注視したい。

また、これまでの町の観光施策は、インバウンドなどによる観光客の誘客が主なものであったが、当特別委員会としては、このコロナ禍により観光が団体から個人へと移行している状況下で、地元の方に身近に訪れてもらえる観光地という視点で現状の把握に努めた。

今後は、近郊に住む方を含めた多くの観光客に訪れてもらえるよう、地元で活動する方々との意見交換等を通じて、共に観光を盛り上げ、地域振興を促すという長期的な戦略を取り入れることも必要である。

新型コロナウイルス感染症が収束していない現状を踏まえると、「新北海道スタイル」に基づいた地元の受入体制の拡充により、近郊に住む方を含めた多くの観光客が気軽に訪れることのできる七飯町として広く魅力を発信していくことを望み、当特別委員会の活動報告といたします。

以上です。

○議長(木下 敏) これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

以上で、特別委員会報告を終わります。

日程第7

出納検査報告

○議長(木下 敏) 日程第7 出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神崎監査委員。

○監査委員(神崎和枝) 例月出納検査報告書。

3月定例会に報告いたします例月出納検査につきましては、11月、12月、1月の3か月分です。

11月分につきましては、12月22日、23日、24日、25日、12月分につきましては、1月26日、27日、28日、1月分につきましては、2月22日、24日、25日、26日に行っております。

会計課長及び上下水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額が釣り銭を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

以上です。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

日程第8

定期監査報告

○議長(木下 敏) 日程第8 定期監査報告を議題といたします。

定期監査の報告を求めます。

神崎監査委員。

○監査委員(神崎和枝) 監査報告第2号定期監査報告。

地方自治法199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果について下記のとおり報告する。

令和3年1月29日。

七飯町議会議長、木下敏様。

七飯町監査委員、永田英利、同じく神崎和枝。記。

1、監査の対象。

藤城公民館、峠下公民館、大沼多目的会館において、平成29年度から令和元年度までに執行された財務に関する事務。

2、監査の実施期間。

令和2年11月12日から令和3年1月29日まで。

3、監査の実施内容。

監査は、あらかじめ提出を求めた監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿の審査と各公民館において現地調査を実施するとともに、必要に応じ、関係職員から説明を聴取し、事務が適正に執行されているかについて確認を行った。

4、監査の主な着眼点。

(1) 予算の執行及び収入・支出に係る事務の手続きが適正に行われているか。

(2) 契約事務が適正に行われているか。

(3) 財産、備品等の管理が適正に行われているか。

(4) 現金等の取扱事務は適正に処理されているか。

(5) 関係事務が条例等に基づき、適正に処理されているか。

5、監査の結果。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 施設の運営及び維持管理について。

職員の配置状況等は別紙1のとおり、4ページでございます、御参照してください。貸館や清掃等の日常業務は、嘱託職員である管理人により行われている。管理人は、常駐ではなく、必要に応じ勤務する体制となっている。また、施設運営に関する契約等については、生涯教育課職員が事務を行っており、特に指摘すべき事項はなかった。

備品の管理については、備品台帳を基に現地で確認を行った。その際、藤城公民館及び峠下公民館では、台帳の更新が不十分で廃棄処分すべき備品や町内会等が所有する物品が施設内に混在しているなど、備品等の管理が適正に行われているとは言えない状況であったため、その場で改善の指導を行った。なお、大沼多目的会館については、特に指摘すべき事項はなかった。

施設の状況については、藤城公民館は昭和54年、峠下公民館は昭和53年の開設で、それぞれ40年以上が経過し、各所で老朽化が見られた。特に、峠下公民館では、湿気が原因で集会室の壁紙が広範囲で剥がれており、カビも発生するなど修繕が必要な箇所も見受けられた。

(2) 決算の状況等について。

平成29年度から令和元年度までの決算状況は別紙2、5ページのとおりであります。

歳入は、平成29年度は3,630円。平成30年度は2万3,212円。令和元年度は3万7,362円であり、その主なものは使用料であった。

歳出は、平成29年度は419万7,203円。平成30年度は504万3,308円。令和元年度は370万2,000円であり、その主なものは需用費であった。

歳入歳出予算の執行状況については、収入原簿や契約関係書類等を検査した結果、適正に執行されていた。

現金等の取扱いについては、施設利用料等は納付書により納付されるため、施設内での現金取扱いはなく、徴収方法についても、特に指摘すべき事項はなかった。

(3) 利用者の状況について。

平成29年度から令和元年度までの利用者数の状況は別紙3、6ページにございます、御参照してください、のとおりである。

年間利用者数の3ヶ年平均は、藤城公民館は2,562人、峠下公民館は1,207人、大沼多目的会館が4,619人であった。毎年度、ほぼ一定の利用があったが、有料の貸館となる個人や団体の利用は少数であった。

利用目的は、町内会や子ども会等の会議やイベ

ント、サークル活動などが主なものであった。

また、提出された使用申請書及び使用報告書は、施設ごとに整理・保管されており、特に指摘すべき事項はなかった。

6、監査の意見。

各施設において、監査の対象となる事務は、概ね適正に執行されていると認められた。しかしながら、藤城公民館及び峠下公民館においては、改善すべき事項も見受けられたことから、次の点について必要な措置を講じられたい。

まず、備品の管理についてであるが、改めて、現在の備品の状況を確認し、備品台帳の更新をするとともに、不要品等の処分を行い、快適に利用できるよう環境整備を進めていただきたい。

次に、施設の修繕についてであるが、上記2施設が老朽化により、毎年何らかの修繕が必要な状況となっている。また、旧耐震基準で建築された建物であることから、利用者の安全を確保するためにも、修繕や整備の方針について十分に検討し、必要な予算の確保に努めていただきたい。

社会教育法では、「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と示されている。今回、監査を行った3施設も、公民館講座やサークル活動、文化祭、町内会活動など、地域住民の教育や交流の重要な拠点となっていることから、今後も社会状況に合った事業の実施や安全管理に努め、より利用しやすい施設となることを望むものである。

後ろのほうには、先ほど申しましたように別紙組織図が1番に載せてございます。2番が、業務内容。館長の業務、そして(2)には管理人の業務。別紙2番には、決算の状況。最後の別紙3には、利用状況が載せてございますので、御参照してください。

以上でございます。

○議長(木下 敏) これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。
監査委員、お疲れさまでした。
以上で、定期監査報告を終わります。

日程第9

行政監査報告

○議長（木下 敏） 日程第9 行政監査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。
神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 監査報告第3号。
行政監査報告書。

地方自治法199条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果について下記のとおり報告する。

令和3年1月29日。

七飯町議会議長、木下敏様。

七飯町監査委員、永田英利、同じく神崎和枝。
記。

1、監査の目的。

七飯町には、業務上の関連から町が事務局となり、任意団体が所有する町の公金に属さない現金及び通帳等を管理している場合がある。これらの管理については、七飯町財務会計規則等の適用対象外であり、財務及び経理上の審査等の対象とはならない。しかしながら、七飯町職員（以下「職員」という。）による公金以外の現金及び通帳等（以下「公金以外の現金等」という。）の取扱いにおいて、事故等が発生した場合には、町の管理責任が問われることになる。このため、公金以外の現金等の取扱状況を確認し、適正な事務の執行及び事件事故の未然防止に資することを目的として行政監査を実施した。

2、監査の対象。

令和元年度に職員が、職務に関連して取り扱った公金以外の現金等を対象とした。ただし、職務と関係のない親睦会など、任意で会計を担当しているものは対象外とした。

3、監査の実施期間。

令和2年12月3日から令和3年1月29日まで。

4、監査の実施内容。

監査は、全課に対しあらかじめ調査票を送付し、回答を求め、提出された調査票及び関係書類を審査するとともに、必要に応じ、関係職員から説明を聴取し、事務が適正に執行されているかについて確認を行った。

5、監査の主な着眼点。

（1）公金以外の現金等の事務に必要な諸規定は制定されているか、また、その内容は適性か。

（2）公金以外の現金等の管理は適正か。

（3）公金以外の現金等の経理事務のチェック及びその体制は適正か。

（4）職員が、公金以外の現金等の経理事務を行う必要性はあるか。

6、監査の結果。

公金以外の現金等を取り扱っている課、件数等は以下のとおりである。

情報防災課は1件、政策推進課は2件、住民課は3件、環境生活課3件、福祉課2件、商工観光課3件、農林水産課12件、学校教育課1件、学校給食センター2件、生涯教育課5件、スポーツ振興課8件、農業委員会1件、議会事務局2件、合計で45件。

決算時の残高が100万円を超える任意団体の主な理由は、以下のとおりである。

ななえ倶楽部、会員からの会費が主な収入であるが、繰越金が多いため。

農地管理組合、農地維持支払事業の管理通帳であるため。

七飯町学校給食センター運営委員会、学校給食費の納入通帳であるため。

七飯町文化協会（事業基金）、積立金納入通帳であるため。

任意団体の管理体制調査概要は、以下のとおりである。ということで、通帳、印鑑の複数担当者の別管理の有無のところを御覧になっていただきたいと思えます。

7、監査の意見。

令和元年度において、職員が公金以外の現金等を取り扱った件数は45件で、決算時の通帳残高は、合計3,604万8,757円であった。これら公金以外の現金等は、七飯町財務会計規則等の

適用対象外であり、経理についても会計管理者の審査対象外である。そのため、この取扱いに関する統一的な基準や規則等はなく、所管課の裁量に委ねられているのが実態である。

しかしながら、職員がこれらの現金及び通帳等を取り扱うからには、公金と同様に適正に管理しなければならず、管理上の問題があれば、町はその責任を問われるのは当然である。他の自治体で、これらの現金の横領事件も発生しており、町においても、事件・事故を未然に防ぐ対策が必要である。

今回の監査の結果、公金以外の現金等の事務が、概ね適正に執行されていると認められた。一部改善点として、事業の完了後は、速やかに口座を閉鎖すること、会計年度や事務局所在地を明記していない諸規定は改正すること、会計年度内の収入・支出を徹底することを申し入れている。また、決算書の作成がない任意団体については、作成の義務がなくても公金と同様に厳選に取り扱うべきであり、事務局の信頼性を担保する意味からも、任意様式により決算書を作成するよう指導している。

今後も引き続き、通帳と印鑑の管理は別人とし、施錠できる保管庫等に保管することを継続するとともに、人事異動等の際は、引き継ぎを徹底し、取扱いについては細心の注意を払い、事務の執行に努めていただきたい。また、庁舎内に任意団体の事務局を設置していることについては、町の業務との関連が密接で効率的に事務を遂行することができる等の理由から、合理性があると考えられるが、自立運営できる任意団体においては、事務の外部化を検討し、職員の現金管理のリスクを減らすよう努めていただきたい。

以上です。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 一点だけ。3ページにあります学校給食センターの二つありますよね、JAのと、うみ信のとで、トータルで大体1,050万円ほどあるのですけれども、これは町が貸し付けている1,100万円の貸付金もこの中に入っているという考え方でいいのですか。

○議長（木下 敏） 神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） ええ、この場合は、決算の残高、通帳の残高ということで、全体的な残高ということです。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） ということは、入っていないということで、よろしいですね。入っていますか。普通にしたら、お金を1,100万円の貸付金というのは、毎年借りて、3月の末に返しますよね。それで、また4月に借りるというやり方をずうっとやってきているのですけれども。それであれば、この中には、当然、処理した後の数字が入ってくると思うのですよね。

そうすれば、何が聞きたかったかということ、こんなに、運営協議会で1,050万円もお金があるのに、1,150万円もあるのに、1,100万円の貸付金というのは、これを発生させるというのは、ちょっとおかしいのではないかなど。ちょっとすみません、これは行政監査から外れているから、答弁要らないよと言われれば引込みますので、そこだけ確認させてください。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午前 2時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

監査報告第3号行政監査報告の質疑を続けます。横田議員に対する答弁より入ります。

神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 貴重なお時間を費やしてしまいまして、誠に申し訳ありません。

確認しまして、学校給食センターの給食センター運営委員会の残高ですが、これは町からの貸付け1,100万円が入っているということでございます。これは、5月の出納検査、それまでの残高になりますので、ここの中には入っているということで、1,100万円ということです。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 役場のものに対して、出納検査期間中の云々というのは、分かるのですけれども、これは、運営協議会というのは民間ですよ

ね。だから、民間でやるのでしたら、やはりきちんと3月31日に1回返していただいて、4月の1日に借りるといふ、きちんとした閉鎖期間があるから云々ではなくて、そうやってやっていかなければ、なんかごちゃごちゃになってしまいますよね。

だから、そうやって、そういうふうな指導というのは、するべきなのかどうなのかということで、どうでしょう。

○議長（木下 敏） 神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） ほかのほうとはまた違ったことでございますので、こういう一覧にするときは、こういうような形でなりますので、その辺は御理解していただきたいなというふうには思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、行政監査報告を終わります。

日程第10

常任委員の選任

○議長（木下 敏） 日程第10 常任委員の選任を議題といたします。

このたび、常任委員の選任については、任期満了に伴う後任の委員の選任であります。

七飯町議会委員会条例第5条第2項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、総務財政常任委員に横田有一議員、池田誠悦議員、長谷川生人議員、上野武彦議員、中川友規議員、木下敏議員、以上6人の議員を、民生文教常任委員に平松俊一議員、坂本繁議員、澤出明宏議員、中島勝也議員、若山雅行議員、青山金助議員、以上6人の議員を、経済産業常任委員に、神崎和枝議員、田村敏郎議員、稲垣明美議員、畑中静一議員、川村主税議員、川上弘一議員、以上6人の議員をそれぞれ指

名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時29分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

ただいま各常任委員会において、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務財政常任委員会は、委員長に池田誠悦議員、副委員長に横田有一議員。民生文教常任委員会は、委員長に坂本繁議員、副委員長に澤出明宏議員。経済産業常任委員会は、委員長に畑中静一議員、副委員長に稲垣明美議員、以上のとおり互選した旨の報告がありました。

ここで各委員長に就任の挨拶をお願いいたします。

初めに、総務財政常任委員長からお願いいたします。副委員長も一緒をお願いいたします。

○4番（池田誠悦） このたび、総務財政常任委員会委員長に任命されました池田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

副委員長に横田議員でございます。よろしくお願い申し上げます。

（拍手）

○議長（木下 敏） 次に、民生文教常任委員長をお願いいたします。副委員長も一緒をお願いいたします。

○10番（坂本 繁） ただいま民生文教常任委員会の委員長ということに指名されました。副委員長には、澤出議員でございます。2年間のいろいろなことを勉強させていただきましたけれども、民生文教常任委員会の責務を全うするために理事者の皆さん、そして議員の皆さんのさらなる

御指導を頂きまして、委員長として全うしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(木下 敏) 次に、経済産業常任委員長をお願いいたします。副委員長も一緒にお願いいたします。

○7番(畑中静一) ただいま経済産業常任委員会におきまして、委員長に指名されました畑中静一でございます。副委員長には、稲垣明美議員でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

そしてまた、私は今現在、この議員の中の最高齢者でございます。そういった意味でも、最後まで何とか老体にムチを打って、頑張りたいと思いますので、皆さんのさらなる御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

そしてまた、各理事者の皆さんには、いろいろ御指導なり、励ましを頂きたいと思いますので、そしてまた、目標としては、何と言いましても、経済産業常任委員会が七飯町の発展、七飯町の経済振興に必ず役に立つような活動をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(拍手)

○議長(木下 敏) 以上で、就任の挨拶を終わります。

日程第11
一般質問

○議長(木下 敏) 日程第11 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○9番(上野武彦) それでは、通告に従いまして3問質問させていただきます。

最初の質問は、本町地域センターについてであります。

第5次七飯町総合計画の後期計画、令和3年から令和7年度の後期計画が作成されておりますが、計画の中に本町地域センターの建設計画が組み込まれておりません。

本町地域センターは、1970年(昭和45

年)に建設され、旧耐震構造の建物であります。令和3年度で築51年目を迎え、老朽化が進み、耐震性の面でも不安な建築物と考えるところではありますが、現在、本町地域センターには、社会福祉協議会と七飯町の図書室が入っており、今後もこれらの団体が安心して使い続けられるのか、以下の点についてお伺いいたします。

1点目。本町地域センターの建築構造は、どのようになっているのか。また、耐用年数は何年とされているのか。

2点目。本町地域センターの耐震診断は、実施されているのか。実施しているのであれば、その結果についてお伺いします。

3点目。本町地域センターの今後の扱いについて。

以上3点、お願いいたします。

○議長(木下 敏) 総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、順にお答えしてまいります。

まず、1点目についてでございます。本町地域センターは、昭和45年に建設されておりますが、構造は鉄筋コンクリート造でございます。

次に、耐用年数でございますが、減価償却の計算のために設けられている法定耐用年数のことであれば、鉄筋コンクリート造は50年でございます。

2点目。耐震診断はしておりません。

3点目の今後の扱いについてでございます。本町地域センターの件につきましては、今までも議論されてきましたが、平成28年12月定例会で総務財政常任委員会の所管事務調査で、地域センターについてが調査され、平成29年3月の定例会において、調査報告がなされました。

その報告書において、本町地域センターについては、耐震基準を満たしていないので、できる限り早く今後の方向性を協議・検討して、安全な施設となるよう整備するとともに、施設の改修・改築については、町の負担が少ないように財政面に考慮することを望むものであるとまとめられております。

また、平成29年12月定例会において、上野議員の本町地域センターの利活用についての一般

質問の際にも、それぞれの事業優先順位等も考慮しながら、対応してまいりたいと答弁しております。

御質問にあります第5次総合計画の後期計画に本町地域センターの建設計画が組み込まれていないとありますが、後期基本計画の施策4の3、生涯学習社会の確立にあります社会教育施設の整備として考えているところであり、昨年12月の令和2年第4回定例会において、同様の一般質問にお答えいたしましたとおり、効率的な施設運営を考慮したとき、総合的な施設とすることが合理的であるため、図書館を含めた建設の検討をしてみたいと考えているところでもあります。

しかしながら、財政が厳しい状況にあることから、施設整備を進めるためには、国の補助や交付金、交付税参入が期待できる事業を積極的に活用せざるを得ないと考えております。

そのため、現在、国の補助や交付金の対象となる市街化区域内での施設のコンパクト化を目指す立地適正化計画を策定し、着手に向けて進めてまいりますので、御理解頂きますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、答弁頂きました。これは、耐震性の問題では50年過ぎておりますので、今後、耐震性の問題を抱えた施設として新たな建設が行われるまで、使用することになるのかどうか。今の答弁では、新しく図書館等の建築に合わせて、建築の考えをもっているというような考えが示されておりました。

ただ、もう既に、耐震基準である50年を過ぎようとして、今年度が51年目ということになるわけですが、もしそうした場合に、現在、既にもうこの施設を利用している社会福祉協議会、それから七飯町の図書室、こういった団体と言いますか、これが、今後安全にこの施設を利用していける保証というのは、ちょっと厳しいのではないかというふうに思うわけなのですが、その辺について、どのようにお考えなのか、2点目にお伺いします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、お答え

してまいります。

上野議員がおっしゃる耐震基準と50年というのは、これは全く別物でございます。耐震基準、今の新耐震につきましては、昭和五十六、七年ぐらいに基準が変わったところのものでございます。それで、本町地域センターについては、その以前に昭和45年に建てられた建物であるということで、現在の耐震基準を満たしていないであろうというものでございます。

また、50年ということにつきましては、先ほど申し上げましたとおり減価償却、固定資産税を計算する上での減価償却ということで、法で定められた耐用年数が50年ですよというものでございますので、そこら辺は先に御説明をしたいと思っております。

その中で、安全に配慮できているのかと、耐震診断としては、耐震基準については、今の耐震基準について診断をしていないということから、安全性を確認できていないというのも事実でございますけれども、これも、平成27年12月に当時の担当課長が、耐震診断をしたら幾らぐらいになるかというような質問がございまして、七重小学校だとかの状況を見たときに、大体、本町地域センターについては900万円程度かかるだろうということと、耐震化の工事をした場合には、同じく七重小学校の事業ベースを見たときには、約4億5,000万円程度かかるということでございます。

したがって、町としては、耐震診断をして、耐震補強をするよりも、今、本町地域センターにつきましては、昭和45年建設当時と少し利用の状況も変わっているということ。また、今後造るということになると、図書館がメインになるのではないかと考えてございますので、新しい建物を、その利用に合った建物を造ったほうがよりいいだろうということで、建替えをします。それについては、今の総合計画の後期計画の中で進めてまいりたいということで、計画に載せているところでございます。

少し安全性というところでは、なかなか配慮しきれない部分があるのかもしれませんが、財政面を考えて、今、後期計画の中で進めてまい

りたいと、しっかりそこは進めてまいりたいということで、新しいものを造って、安全性に配慮してまいりたいというところで考えてございますので、御理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今の答弁、これまでの答弁では、基本的に建替えの中に、今後考えているという考えは分かりましたけれども、実際に、もう51年目を迎え、耐震性の耐震診断もしていないと。安全性について確認がされていないと、そういう施設だということになるわけですね。そういう状況の中で、図書館それからこの地域センターの建替事業、これが、この後期計画の後半に計画されておりまして、本来ならば、この令和3年には、もう着手するぐらいの計画であってほしいなというふうに思っていたわけですが、いつになるか、はっきりした建設完了年度が示されておりませんので、その間、こういった団体が、そういう安全の保証なしに使い続けるということになるのではないかとこのように思うわけなのですが、これについて、どうなのでしょう。それでいいのかというふうに私は思うわけなのですが。それまでの間、例えばこうする、ああするとか、そういった安全性の保証をどう担保していくのか。この辺について、もう少し責任ある答弁がほしいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、お答えしてまいります。

耐震診断をしていないものですから、そこら辺のそのところまで、安全性が担保されるかということが分からない状況であるというのは、私たちも認識をしてございます。そこは、今、施設を使っている職員もおりますし、私たちも現場を確認しながら、相当老朽化も激しいということですから、その危険度具合については職員のほうも確認しながら進めて、維持管理をしていくということで考えてございます。なかなか今、後期の総合計画の中でも、社会体育施設の整備等もございまして、一遍に全部を同じスタートを切るというのは、財政上なかなか厳しいところでござい

まして、そこは、順にやっていかなければならないというところで考えてございます。その中で、安全性についても、できる限り職員の目視だとかを通じて、しっかりやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今の答弁では、ちょっと入っている団体に対しての保証というか、それがいい状態。また、そういうことを入っている団体にも認識してもらって、どうするかということにもなるかなと思いますけれども。例えば、その間、鶴野旧小学校の施設を利用して活用してもらおうとか、そういう安全性をもう少し考慮した対応があってもいいのではないかとこのように思うわけなのですが、これについては、町長にちょっと答弁頂きたいと思っております。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） それでは、私のほうからお答えしたいと思っております。

今、総務財政課長が答弁させていただきましたけれども、十分にその辺については入居している団体のほうとも詰めて、こういう状況ですよという形の中で、数を重ねて進めていきたいと思っております。

それで、直せるところについては、直しながら、その安全面に配慮をしながら進めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、少し時間といただきますが、年数を頂きまして、後期計画の中で着手してまいりたいという考え方には変わりございませんので、その辺御理解頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、2問目行きたいと思っております。

小学校の少人数学級への取組について。

コロナ危機は、日本の40人学級のままでは、子供たちの学びのケア、安全を保障することができず、少人数学級の実現が急務であることを示しました。

こうした事態を受けて、かつてなく広がった少人数学級を求める声に押されて、政府は、現在40人となっている小学校の2年生から6年生の学級編成標準を5年間かけて35人にするという予算を盛り込んでおります。

そこで、七飯町において、35人以下学級を実現するに当たって、以下の点についてお伺いいたします。

1点目。令和3年度の町内の小学校における各学年の人数と学級数の実態について。

2点目。令和3年度の35人以下学級を実施するための教室の確保について。

3点目。令和3年度の担任の教員の確保について。

4点目。令和4年度以降、順次学年ごとに35人以下学級を実現することになっておりますが、教室と教員の確保について。

以上、4点お願いします。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） それでは、1点目の令和3年度の小学校における各学年の人数と学級数の実態については、1年生が196人で…。

○9番（上野武彦） （発言あり）

○教育次長（扇田 誠） それでは、もう一度学校ごとに答弁いたします。

まず、峠下小学校につきましては、現在20名。

○9番（上野武彦） （発言あり）

○教育次長（扇田 誠） 細かくやるということですか、各学校ごとに1年生から6年生の。

○議長（木下 敏） 一応、答弁を聞いてから再質問で、それでなかったら、もっときちんと通告してください。

○教育次長（扇田 誠） まず、七飯町全体で1年生が196人で8学級、2年生が212人で9学級、3年生が207人で10学級、4年生が226人で7学級、5年生が209人で9学級、6年生が232人で8学級となっております。

2点目の令和3年度の35人学級を実施するための教室の確保については、4月に入学されてくる児童数は令和2年度と比較して、15人の減となっておりますので、現在の学級数が増えるこ

とはなく、現行の学級数で確保できてございます。

3点目の担任教員の確保につきましては、小中学校の教職員定数配置基準により、学校ごとの学級数により教職員の定数が決まっておりますので、学級数が増えれば増となり、学級数が減ると減となるものでございます。

4点目の令和4年度以降の教室と教員の確保については、児童数は減少するものの、学級数は増加するという現象が生じることも予測されます。当町では、空き教室もある学校もあり、また学級数の多い学年が卒業し、替わって入学してくる1年生の学級数が少ないことによって、空き教室が増える場合もありますことから、現行の教室数での対応が可能であると考えてございます。

なお、今後入学されてくる児童数を学校ごとに推計した結果では、大中山小学校を除く小学校では、現在使用している教室数と同数のままで推移いたします。大中山小学校につきましては、令和6年度に児童数は減るものの、教室数については、現在よりも2教室増加する現象が生じますが、その年度は、空き教室が2教室確保されていることから、またその後、令和8年度には、2学級減となることから、現在の学級数での対応が可能でございます。

また、教職員数については、3点目で答弁しましたように、学級数の増減によって定数が変わることとなりますので、不足することなく確保されることとなります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、答弁されたことでいきますと、現状、今年度の小学2年生に関して、35人を超える学級があるかどうかという点で、もう一度お願いしたいのですけれども。

今、数字の範囲で見ましたら、超える人数の学級はないようにも見えます。ただ、これ、全体についての数字でありますので、人数の少ない学級も含めた学級数と人数の答弁でありましたので、これでは、それぞれの学校について35人以下学級が実現されているのかどうかというのは、分からない答弁になっております。

それで、今回は実際に、特に人数が多いと思われる七重小学校とか、それから大中山小学校、この学校で小学校2年生の学級で、35人を超える学級があるのかどうか。もし、あるのであれば、それに対してどう対応するのか、そういう形で答弁していただかないと。求める答弁と全然違う答弁をされているので、判断もつかないので、まず、そういうことでひとつお願いいたします。

それから、これまでは小学1年生に関しては、国のそういう位置づけが、35人以下学級を実施するというに基づいて、法律で定員対応しておりますけれども、この令和3年に関しては、国はそういう定員措置をするという形で言っているのかどうか。今までは、特に各学校で自主的にやってきたそういう少人数学級。これに関しては、加配措置された教員を充てたりしてきたというところもあるわけですが、七飯町はそういう形ではなくて、実際に35人以下になっているのか。令和2年度の実態について、もう一度答弁お願いいたします。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） まず、35人学級につきましては、北海道では1年先行してやってございまして、1年生は当然35人なのですけれども、現在、2年生につきましても35人学級を行ってございます。実質、令和3年度につきましては、3年生から35人学級というようなスタイルになってございます。

先ほど答弁した学級数につきましては、当然、学校単位を積み上げて言った数字でございますので、中には、具体的に申しますと、七重小学校につきましては、令和4年度の場合でございますけれども、人数が17名減りますけれども、学級数も2教室減るというような状況も生まれてきて、今年度と比較してなる学校もございます。

ただ、それが、毎年の卒業と入学、そういうのを増減しながら現在と比較しますと、各学校とも空き教室などを利用すると教室が不足するという事はないというふうになっています。

教員につきましても、これはもう定数、きちんとその学級数に応じて組みますので、それについても不足することはないということでございま

す。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 令和3年度は、国は小学2年生についての方針を打ち出しておりますけれども、北海道が、今、答弁されましたように、北海道独自にこの令和3年に小学3年生まで対象にして、35人以下学級を実施するという方向を打ち出しております。

それで、今、答弁されてはおりますけれども、もう一度確認をしたいのですけれども、今年度、小学3年生について七飯町で35人以下学級が実際に実現する見通しになっているのか。そういった点を、もう一度確認をお願いしたいなど。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） 令和3年度から、3年生から35人学級にするということでございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、次の質問に行きます。

それでは、3問目。新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの接種について。

国は、今年度、新型コロナウイルス感染症に対する予防策としてファイザー社とモデルナ社などのワクチンを手入れし、16歳以上の国民に接種を計画しております。

当初、3社、モデルナのほかにあと1社ありましたが、ちょっと問題があるということで削除と言いますか、対象外になっております。現在、2社だけなのです。

それで、2月中旬から医療従事者へ、その後4月から65歳以上の高齢者へと、順次接種する計画をしておりますが、この事業は16歳以上の国民を対象とする一大事業であり、遅滞なく実施する万全の対策が必要であると考えます。七飯町としても、前例のない一大事業となることから、万全の対策をもって臨むことが必要と考えます。

そこで、実施に当たって、どのように取り組まれるのか、以下の点についてお伺いいたします。

1点目。町内の接種対象者の数と周知の方法。まず、医療従事者、65歳以上の高齢者、基礎疾

患のある人、高齢者施設の入所者と職員、これらを除く65歳未満16歳以上の人、町内在住の外国人。

2点目。実施の場所と実施のスケジュールについて。

3点目。ワクチン接種の人員体制。医師や看護師などについて。

4点目。接種希望者を混乱なく接種する手立てについて。

5点目。ワクチンの確保状況と無駄なく接種する手立てについて。

6点目。寝たきりや外出の不可能な人への接種の手立てについて。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） それでは、1点目の接種対象者の数ですが、令和3年2月時点の概数で、医療従事者は765人、65歳以上の高齢者は9,670人、16歳以上65歳未満は1万4,925人となっております。また、基礎疾患のある方は、本人の申出となりますので、実数ではありませんが、厚労省では20歳以上65歳未満を対象に総人口の6.3%が基礎疾患のある方と推計しておりますので、七飯町の人口では約880人と推計されることとなります。そして、高齢者施設の入所者808人、高齢者施設の職員数は543人、町内在住の外国人は102人となっております。

周知方法については、ワクチン供給のめどがつき次第、郵送による個別案内書の発送のほか、町広報誌やホームページへの掲載により、周知・啓発を行ってまいります。

2点目の、実施場所については、ななえ新病院を町内基幹病院とし、町内の協力医療機関で個別接種を行う方法と、集団接種の必要性についても接種体制や円滑な手順を模索しながら、準備を進めているところでございます。

スケジュールについては、3月中に接種券・予診表・案内通知等を準備し、優先される65歳以上の方から順次発送予定としております。

実際のワクチン接種では、先行される医療従事者については、3月下旬頃までに実施し、4月以

降は65歳以上の高齢者、高齢者施設の入所者及び従事者、基礎疾患をお持ちの方。その後、16歳以上65歳未満の方へと、段階的に接種を行う予定となっております。

3点目の個別接種については、各医療機関所属の医師、看護師による人員体制で携わっていただき、集団接種に関しては、協力医療機関のシフトにより医師2名、看護師4名、保健センター保健師、町職員を動員し、受付業務や会場内の誘導員として関わりを持つなど、円滑な接種体制の確保について、現在、調整を行っております。

4点目の混乱なく接種をする手立てについてでございますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策本部を保健センター内に設置し、町民の接種率向上に向けた体制を築き、ワクチン供給状況と接種予約のバランスを調整しながら、円滑にワクチン接種ができるよう予約専用コールセンターの設置やQRコードにより、スマホやパソコン等で予約が可能となる体制を構築いたします。

また、スマホなど通信機器の操作が苦手な方は、直接コールセンターで日時、接種場所などを予約できますので、協力医療機関の窓口や電話予約の混乱を防ぐことが可能であると考えております。

今後も国や北海道の指示に基づき、近隣市町と連携を図りつつ、慎重かつ積極的に準備作業を進めてまいります。

5点目のワクチンの確保については、渡島保健所と連携して、必要数を確保し、計画的に無駄なくワクチン接種ができるようワクチンの数と予約数を調整するほか、あらかじめ町内事業所や学校、保育所等に協力を依頼し、当日のキャンセル等に合わせて人数調整を行うなど、無駄なく接種する手だてを講じてまいりたいと考えております。

6点目の寝たきりや外出不可能な方に対しては、往診されている医師や町内医療機関の御協力を頂き、在宅接種を現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） お答えいただきまして。そ

れで、今回、ワクチンの確保がどうかということが一番問題になるというふうに考えておりますけれども。従来、国が予定していた3社からのワクチンの入手、これが2社になったということが一つ。それから、本来、1カプセル6人接種ができるというこのワクチンが、実際に日本で使用されている注射器では5人分しか接種できないというようなことで、本来、国が接種しようとしていた対象者の16.6%が減るということもありまして、ワクチンの確保自体が相当問題になるのではないかというふうに思うわけですが、町が入手しているそのワクチンの情報と言いますか、どこまで確認されて、いつから本当にできるのか、その辺についての見通しをどう考えておられるのか、それについて、ちょっとお伺いしたい。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） ただいま御質問にありまして、ワクチンの供給というものが、私たちの準備する事務の中でも、一番把握したい情報ではございまして、まずそれがはっきり明確に示されなければ、なかなか案内書も送ることができないし、また、予約のコールセンターの設置もスタートできないというような状況でございまして、これについては、まだ定かな情報が確認されていないということで、答弁させていただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 先ほど、医師それから看護師がこの程度必要だと。これは、各医療機関に依頼した場合と、それから、町がある程度考えている集団接種という場合の二通り考えておられるということなのだと思います。そういう医療機関に依頼する内容がなんで、そして、集団接種しようとしている内容は、どういう対象者を考えておられるのか。もう少し、その辺について分かるように答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） まず、個別の医療機関で接種を受けていただきたい方の対象でございまして、これについては、基礎疾患をお持ちの方ですとか、かかりつけ、普段通い

慣れている病院に行っていただいて、先生がその患者の状況を把握している。その中で、接種を受けられるのが一番好ましいことなのかなというふうに考えております。

また、集団接種に関しては、それ以外の、特に大きな基礎疾患を持っていない方、そういう方々が問診の中で、問題なく受けられるよということであれば、集団接種という方法を選んでいただいて、効率よくスピーディに接種ができるような体制の確保ということで、併用して考えているということでございますので、御理解頂ければと思います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） もう1点。こういう集団接種ということになりますと、先ほどお答えになった中では、保健センターの職員も動員してというふうなことをおっしゃっていましたが、16歳以上のほぼ全町民を対象とするということになりますと、相当な人員体制と言いますか、これも必要なかなというふうに思いますが、通常の業務を実施しながら、こういった作業を実際に行うということが可能なかどうか、その辺についての見通しと、それからもう1点は、先ほど答弁頂いた町内在住の外国人、これは日本人ではないということなのだと思います。そういった外国人に対して、実際に、町はこのワクチンの接種をするという考えがあるのかどうか。その点、2点ちょっとお伺いいたします。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） まず、集団接種に関しましては、協力頂ける医療機関の医師と看護師と、そのほかに保健センターのスタッフ、そして役場全庁的に職員を動員させていただいた中で、対応させていただくというイメージをしております。

ただ、保健センターの中でも、通常の業務がある中で、この業務に特化したものというものを体制づくりを目指しております。さきに答弁の中でもお答えしましたとおり、対策本部というものを、ワクチンに特化した対策本部を設置して、効率よく業務が回せるようにという組織体系も確保

していきたいというふうに思っておりますので、そういう体系を築いていくという流れで考えておりました、それは円滑に作業が進むようなことを願って、そういうふうな組織体制を組んでいきたいというふうに考えております。

また、外国人につきましては、役場のほうに1回お問い合わせを頂いた中で、住民票の有無だとか、そういうことも条件にはありますけれども、もし、ないようであれば、道のほうだとか、国のほうにも確認しながらそういう住民票がない場合だとか、多分、住民票はおありなのかなとは思うのですけれども、町内で接種ができるようなそういう体制を考えております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） 補足という形で。今の外国人の部分、外国人の方が町内におられる方、7割相当が会社に勤められている方、介護福祉施設だとか、あるいは、セミコンダクタだとか、そういうところに勤められている方が多いので、そういう企業にも御連絡して、受けていただけるように促していきたいと思っておりますので、御理解頂きたいと思えます。

以上です。

○9番（上野武彦） 終わります。

散 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、散会いたしたいと思えますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（木下 敏） 本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時17分 散会

